

平成20年第4回太良町議会（定例会第3回）会議録（第3日）						
招集年月日	平成20年9月5日					
招集の場所	太良町議会議場					
開閉会日時 及び宣告	開議	平成20年9月12日 9時32分			議長	坂口久信
	閉会	平成20年9月12日 14時10分			議長	坂口久信
応（不応） 招議員及び 出席並びに 欠席議員  出席12名 欠席0名	議席 番号	氏名	出席等 の別	議席 番号	氏名	出席等 の別
	1番	所賀 廣	出	7番	見陣 泰幸	出
	2番	山口 巖	出	8番	久保 繁幸	出
	3番	平古場 公子	出	9番	末次 利男	出
	4番	坂口 久信	出	10番	山口 光章	出
	5番	牟田 則雄	出	11番	下平 力人	出
	6番	川下 武則	出	12番	木下 繁義	出
会議録署名議員	9番	末次 利男	10番	山口 光章	11番	下平 力人
職務のため議場に 出席した者の職氏名	(事務局長) 松本 太		(書記) 針長 俊英			
地方自治法 第121条に より説明の ため出席 した者の 職氏名	町長	岩島 正昭	農林水産課長	高田 由夫		
	副町長	永淵 孝幸	税務課長	桑原 達彦		
	教育長	陣内 碩泰	建設課長	川崎 義秋		
	総務課長	岡 靖則	会計管理者	坂本 豊		
	企画商工課長	佐藤 慎一	農業委員会事務局長	藤木 修		
	財政課長	大串 君義	学校教育課長	川瀬 勝芳		
	町民福祉課長	新宮 善一郎	社会教育課長	寺田 恵子		
	健康増進課長	江口 司	太良病院事務長	每原 哲也		
環境水道課長	土井 秀文	代表監査委員	川次 信康			
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

## 平成20年9月12日（金）議事日程

開 議（午前9時30分）

- |       |        |  |
|-------|--------|--|
| 日程第1  | 議案第52号 | 太良町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について            |
| 日程第2  | 議案第53号 | 太良町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第3  | 議案第54号 | 太良町税条例の一部を改正する条例の制定について                          |
| 日程第4  | 議案第55号 | 太良町立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について                      |
| 日程第5  | 議案第56号 | 太良町野外音楽堂の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について           |
| 日程第6  | 議案第57号 | 太良町体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について            |
| 日程第7  | 議案第58号 | 太良町立図書館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について            |
| 日程第8  | 議案第59号 | 太良町歴史民俗資料館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について         |
| 日程第9  | 議案第60号 | 太良町活性化センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について         |
| 日程第10 | 議案第61号 | 太良町林業総合センターの設置及び管理に関する条例の制定について                  |
| 日程第11 | 議案第62号 | 太良町特産品等展示販売所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について       |
| 日程第12 | 議案第63号 | 太良町犬取締条例の一部を改正する条例の制定について                        |
| 日程第13 | 議案第64号 | 太良町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について                      |
| 日程第14 | 議案第65号 | 太良町特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について                 |
| 日程第15 | 議案第66号 | 平成19年度町立太良病院事業会計決算の認定について                        |
| 日程第16 | 議案第67号 | 平成19年度太良町水道事業会計決算の認定について                         |
| 日程第17 | 議案第68号 | 平成19年度太良町一般会計歳入歳出決算の認定について                       |
| 日程第18 | 議案第69号 | 平成19年度太良町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について                   |
| 日程第19 | 議案第70号 | 平成19年度太良町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について                 |
| 日程第20 | 議案第71号 | 平成19年度太良町山林特別会計歳入歳出決算の認定について                     |

- 日程第21 議案第72号 平成19年度太良町簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第22 議案第73号 平成19年度太良町漁業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第23 議案第74号 平成20年度太良町一般会計補正予算（第2号）について
- 日程第24 議案第75号 平成20年度太良町山林特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第25 議案第76号 平成20年度太良町老人保健特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第26 議案第77号 平成20年度太良町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第27 議案第78号 平成20年度太良町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第28 議案第79号 平成20年度太良町漁業集落排水特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第29 議案第80号 平成20年度太良町簡易水道特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第30 議案第81号 平成20年度町立太良病院事業会計補正予算（第2号）について
- 日程第31 諮問第3号 人権擁護委員の候補者の推薦について
- 日程第32 閉会中の付託事件について  
（追加日程）
- 日程第33 議案第82号 太良町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について
- 日程第34 意見書第2号 森林・林業・木材産業施策の積極的な展開を求める意見書（案）の提出について
- 日程第35 意見書第3号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書（案）の提出について
- 日程第36 意見書第4号 地方財政の拡充・強化を求める意見書（案）の提出について
- 日程第37 意見書第5号 地域医療の拡充を求める意見書（案）の提出について

---

午前9時32分 開議

○議長（坂口久信君）

皆さんおはようございます。定足数に達しておりますので、議会は成立いたします。

ただいまから本日の会議を開きます。

お諮りします。一昨日、所賀君から9月9日の一般質問における発言について、不適切な

部分があったので、会議規則第61条の規定により、お手元に配付しております発言取り消しの申出書に記載した部分を取り消したいとの申し出がありました。この取り消しを許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議なしと認めます。よって、所賀君からの発言取り消しの申し出を許可することに決定いたしました。

なお、一昨日の一般質問の中で、不適切な発言等がございますので、議長によってこれを取り消したいと思っておりますので、皆さんいかがでしょうか、よろしゅうございますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

ありがとうございます。それでは、そうさせていただきますと思います。

続きまして、本日の議事をお手元に配付しております議事日程表のとおり進めます。

#### 日程第1 議案第52号

○議長（坂口久信君）

日程第1．議案第52号 太良町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○8番（久保繁幸君）

この休暇に関しては、今度の裁判員制度によって選任された方の場合と思うんですが、条例では24条ですか、特別休暇を与えることができるということでございますが、これが一遍選任された場合の任務、期間、そういうのが長かった場合はどのようになるのか。その案件だけの裁判と思うんですが、それが長かったり短かったり、また費用弁償、給与等とのほうはどのようになるのか、その辺をお伺いいたします。

○総務課長（岡 靖則君）

お答えいたします。

今回は、裁判員の参加する刑事裁判に関する法律の施行に伴い、このような条例改正をしたわけなんですけれども、まず、大体、今想定されている日数については、最高で3日間ぐらいだということになっております。これは実質的には今までの刑事裁判とかの日数を勘案された日数だと思っておりますけど、現状はどうなるか、まだわかりませんが、3日ぐらいだろうと。

それと、あと報酬等については、費用弁償的な取り扱いで旅費日当等が支払われることになって、報酬等と違って重複支給じゃないということで取り扱いをされております。

○8番（久保繁幸君）

仮に議員が指名を受けた場合、それと議員が指名されて、議会と重なった場合のときには、どのような、どちらのほうを優先するのか。我々には来ないと思うんですが、なった場合はどのようになるのか、お尋ねいたします。

○総務課長（岡 靖則君）

お答えいたします。

新聞等でもあっておりますけれども、裁判員の県内の候補者1,200人ということで、太良町も有権者8,513人に対して16の方が候補者ということになっております。議員の方についても、当たらないじゃないだろうかということはないかと思えます。もし当たった場合については、それについては辞退をすることができる。辞退をすることができるのは、会期中に限ると。議会の会期中については辞退をできるということになっております。ほかには70歳以上の高齢者とか、病気であるとか、そういう特殊な事情については辞退ができると。通常は、原則辞退はできませんけど、やっぱり特別な事情がある場合については、そのように辞退ができるようになっております。

以上です。

○9番（末次利男君）

先ほどの質問の関連でございますけれども、今回、新たに裁判員という制度ができての条例制定でございますが、先ほどの質問で、公務の場合の対応というのがわかったわけですが、大体県内で1,000人というようなことを言われておりますけど、果たして何人ぐらいを裁判員として選任されるのか。その方法ですね。報道によると無作為ということですが、県内の市町の中で、偏った選び方は恐らくしないであろうという想定はしますけれども、例えば、人口比率のパーセントで何人という選考をするのか。そこらを1点は質問いたします。

それと2点目に、これは今後どう、要するに5月21日からということでございますので、その後の裁判が、全く予想はつかん、多いか少ないかわからんですけども、過去1年ぐらいは何件ぐらいの裁判があったのか、そこらをちょっと質問させていただきます。

○総務課長（岡 靖則君）

お答えいたします。

まず、先ほど言いましたとおり、太良町には16人が割り当てで来ておりますけれども、これはくじによって行うというふうになっております。これは国のほうからくじを行うプログラムが来ておりますので、選挙人名簿の中からこういうくじで行うシステムがありますので、それで行うようになって、実質的には内容がわからないようになっておりますので、最終的には選挙管理委員会できじで行うようになっております。

それと、最近の佐賀のほうの裁判員制度の対象事件ですけれども、2003年度からですけれども、2003年度が20件、2004年度が12件、2005年度が13件、2006年度が18件、そして2007年が9件というふうで、そのような数を最終的に割り当てをして、太良町にも16人というふう

に割り当てが来ております。全国的に見ると、佐賀県は少ないほうで、全国で選任されている人は4,911人に1人ですけれども、佐賀県はそういうふうに刑事事件が少ないということで、9,620人に1人というふうに割り当てはなっております。

以上です。

**○6番（川下武則君）**

関連ですけど、法律を知らない人たちが選ばれた場合に、これで裁判というのは、割と暴力団とか、そういう関係のやつで、トラブルに巻き込まれたりすることはないんでしょうか。

**○総務課長（岡 靖則君）**

一番心配なのは、そこら辺かもしれませんけども、そういうのについては秘密を守ること、トラブルに巻き込まれないようにすると。もし何かあったときでも、やっぱり法律で罰するようになっております。

それで、通常私たちもそういう裁判とかしたことありませんので、今回、裁判官が3名、裁判員が6名ということになっておりますので、6名の方、全然ずぶの素人ですけども、そのときには法律に関する知識や刑事裁判の手續については、裁判官が丁寧に説明をして、だれでも参加できるような制度にしたいということで、国のほうも考えておられますので、今、最近、テレビ等でもやっておられますけども、模擬裁判とか、そういうのをされて、住民の方に理解してもらうようにしていらっしゃると思っております。

以上です。

**○議長（坂口久信君）**

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（坂口久信君）**

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（坂口久信君）**

討論ないので、採決いたします。

議案第52号 太良町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

**○議長（坂口久信君）**

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

**日程第2 議案第53号**

**○議長（坂口久信君）**

日程第2. 議案第53号 太良町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○12番（木下繁義君）

この条例の改定について、今までとどのように変わるのか。その辺をちょっと説明を求めたいと思います。

○総務課長（岡 靖則君）

お答えいたします。

今回の地方自治法の改正は、大きな部分は議会活動の範囲の明確化とか、議員の報酬に関する規定の整備ということがなっておりますけども、そのような議会活動等の整備に伴い、条文を議会のほうの報酬等は、この条例の第何号から出しなさいというふうになっておりますので、今回は特別職の報酬については、ただ条項の自体がもともと203条の第5項に明記されておりましたけれども、203条の2の第4項にということで、ただ条項が若干ずれるという感じでなっておりますので、今回の改正に至ったわけでございます。

○3番（平古場公子君）

特別職というのはわかりますけど、非常勤の特別職というのは、どういう職の方を言うんでしょうか。

○総務課長（岡 靖則君）

お答えいたします。

特別職の報酬の条例を見てもらいますとわかると思いますけども、教育委員とか選挙管理委員とか、常勤じゃない非常勤の方の特別職ということで、あと選挙管理委員、農業委員とか、社会教育指導員とか、あと選挙のときの立会人とか、いろいろな方がいらっしゃいます。

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第53号 太良町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第3 議案第54号

**○議長（坂口久信君）**

日程第3．議案第54号 太良町税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

**○9番（末次利男君）**

今回、個人住民税が2点ほど改正されたということですが、ちょっと自分なりのわかりやすい質問をさせていただきますけれども、寄附対象が100千円から5千円に引き下げられたということですね。それと控除対象限度額が総所得の25%から30%に拡大したということ。それから、控除方式が所得から税額控除の方式に変わったということでしょう。具体的に申しますと、それと寄附金が10%が基本控除で、あとは所得が1割を、これは上限とするという特別控除ということが、これを合計して控除対象額ということに変更されたという説明でございますけれども、例えば、寄附金を100千円したと。その住民税の所得割額が100千円とすれば、寄附の100千円の10%、10千円ですね。それで住民税が100千円としますと、その1割については10千円ということで、20千円が税額から控除されるということですが、単純に言えばですね。それが例えば、所得割額が1割を上限とするという、ここがみそだろうという感じがしますけれども、10千円じゃないわけでしょう。10千円を上限とするということですからですね。その説明をちょっといただきたいなと思いますけれども。

**○税務課長（桑原達彦君）**

お答えをいたします。

個人住民税の所得割額の1割を限度とするという考え方ですけども、実際、基礎控除分と特例控除分を足して、計算上100千円という控除額が出てきたと仮にします。そうした場合、その方が所得割が1,000千円所得割があれば100千円の控除はできますけれども、500千円のものもその所得割の方は50千円までしか控除はできないという考え方でございます。

以上です。

**○議長（坂口久信君）**

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（坂口久信君）**

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（坂口久信君）**

討論ないので、採決いたします。

議案第54号 太良町税条例の一部を改正する条例の制定について、本案に賛成の方、起立

願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

#### 日程第4 議案第55号

○議長（坂口久信君）

日程第4．議案第55号 太良町立学校設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○2番（山口 巖君）

この条例は、中尾分校の廃校ということになっておりますが、この廃校に当たって、地元から通学路の安全な確保とか、廃校についての跡地の利用とか、そういう要望があつての廃校ですか。まだそれは後にまた話されるということですか、その辺のところからお願いします。

○教育長（陣内碩泰君）

お答えをいたします。

本議会で議決を得ましたら、直ちに実行委員会を立ち上げまして、その中で今おっしゃつたような問題については業務を遂行していこうというふうに思っております。

○2番（山口 巖君）

どうせ跡地、また建物等がありますから、地元の要望。もし民間とか、ある程度法人あたりからの要望もあると思いますけど、それはそれでなるべくいいほうに対処していただきたいと思いますが、中尾分校と、もう1つ三里分校があるんですけども、その関連として、生徒の数と先生をの数をちょっとお聞きします。

○学校教育課長（川瀬勝芳君）

お答えいたします。

子供さんは6名さんでございまして、先生は2名さんおられます。複式学級になっております。

○2番（山口 巖君）

済みません、ちょっと学年まで欲しかったんですけども、学年の数ですね。何年生が何人ということ。

それと、そうした場合、三里分校に対しての対応ですね。中尾分校がこういうふうに廃校になったということで、地元の声もあろうし、こっちの行政の考えもあるけど、そういうのはまだ考えてないということですか。その次は三里分校あたりをどういうふうにするかという考えがあるのか。

**○教育長（陣内碩泰君）**

お答えをいたします。

中尾分校につきましては、数年前からこの問題については鋭意協議を重ねてきたところでございまして、地元との協議を受けて、今回このような条例を出させていただいたということでございます。

三里分校につきましては、地元との協議はまだ開始をしておりません。できるだけ早い時期に地元との協議を始めていきたいというふうに思っております。

なお、児童・生徒数ということでございますけれども、平成23年度までは、各学年在籍の7名で推移するという状況がございます。平成24年度になりましたら、それが4名になるというところで、あるいは中尾分校のような少人数というのがそこらあたりではやってくるかなというふうに思っておりますので、まずは地元との協議を始めるということからやっていきたいというふうに思っております。

**○2番（山口 厳君）**

やはり中尾地区、そこもやっぱり残していただきたいという声は多分あったと思います。しかし、こういう生徒の数等含めて、やっぱりこういう財政もある、経費もかかることだし、涙を飲んで廃校ということで同意したんじゃないかなろうかと思えます。少子化ということもありますし、いずれ三里地区もそういう道を歩かにかいかんということでもありますので、その判断がなかなか難しいと思えますけれども、なるべくほかの地区もこういうふうな格好で幾らかの痛みを感じて廃校を同意したということもありますので、早目の対策をお願いしたいと、こういうふうに考えております。質問を終わります。

**○10番（山口光章君）**

この三里分校にしろ中尾分校にしろ、中尾分校は初回こういう形になったというようなことでございますけれども、実際、こういうふうな影響力というのは強いもので、やはり恐らく将来的にも三里分校、以前は中山分校の廃校とか、いろいろ少子化の時代において、やむを得ないことだとは思いますが、その地元の協議の中で、どのような協議の内容と申しますか、地元の方々は惜しむような気持ちだったろうと思えますけれども、どういった協議の内容、ちょっとそこら辺が少しでもわかりましたら、教えていただきたいと。その中に、中尾分校での協議が、三里分校の協議と共通する点が出てくるのじゃないかというふうなこともございますので、参考のためにお知らせください。

**○教育長（陣内碩泰君）**

お答えをいたします。

いつかも申し上げたかと思うんですけれども、この多良小学校における分校教育というのは、大変貴重なものがございますので、幾多の人材を輩出したという経緯がございます。それで、私どもの基本的なスタンスといたしましては、地元の方が御要望であれば、たとえ1

名であっても、要望がある限りは分校は存続をさせたいという基本的なスタンスで私たちは臨ませていただきました。地元との協議におきましても、努めて過去、歴史的にこれほどの分校教育の成果が上がっているんですよというようなこともる申し上げて、御父兄の方からも、そのことについては異議はございません。

皆さん方ややっぱり分校教育というもののすばらしさというものは十分感じておられる。ところが、いかんせん、少人数ということですね。それ大分、地元としてもお悩みを持っておられるわけで、例えば、ともに学ぶというようなことですね。そういう社会性の育成という観点で、どうしても分校においては十分な成果を上げることができないというようなことをおっしゃっておりました。例えば、ある保護者の方は、1年生に上げるときに、本校にやるのか分校にやるのか随分悩まれました。学年1人でしたからですね。1人で分校に行ってもうかなと。むしろ真っすぐ本校にやったほうがましじゃないかというようなことで悩んでおられたんです。私どもとしては、通学区域の問題もありますけれども、努めてそういう、例えば、どういう悩みを持っていらっしゃるでしょうか。その悩みには十分こたえていきましょうということで、分校に預けていただいたんです。1年たったところで、分校で自分の子供が見違えるほど成長してくれたと、大変ありがたいことだということで、改めて分校教育のすばらしさというものを披瀝いただいたということもございました。しかし、私どもとしては、ここに末次議員もいらっしゃるけれども、地元の方々の意向をということを大事にしたいということで、最終的には、もう平成21年度からは1、2、3年生それぞれ1名さんずつということで、学年1名では、これはなかなか難しいなと。学校教育というものが成り立っていないんじゃないかということで、分校教育の成果は認めつつも、やむを得ず本校のほうに行くことにしよう。そういうふうな総意を持ってきていただきましたので、今回このような措置をさせていただいたということでございます。

以上です。

#### ○10番（山口光章君）

私、10年ほど前、ふるさと林道、ふるさと林道の完成祝いですかね、あそこの中尾分校の下のほうの。あのときに中尾分校でちょっとあれがあったわけですよ。その中で、中尾分校の生徒さんたちが、山の子の歌ですか、あれを一生懸命合唱されました。それが非常に印象的でございます。それが心に残っております。山の子と、こういう言い方失礼ですけども、やはり山に育った、生まれたばかりに山で教育を受けるというふうなことが誇りにして、山の子も頑張っているんだぞというようなことを訴えるような歌でございましたので、感心しております。

しかしながら、そういうふうな事情であれば、仕方ないというふうなことでございますけれども、実際今、都会の学校でもわざわざ分校生活をさせるというふうなシステムもあるわけなんですよ。だから、そういうふうな施設の中で、山の分校に、例えば、夏休みの10日間、

あるいは5日間ぐらいの林間学校的な、そういうふうな施設として残されないものだろうか。要するに体験学習といいますか、都会の人が過疎化にかかったような学校にわざわざ希望して集まって、力強く育ててまた本校に帰るといようなあれもありますので、そういうようなこともできないかなと、そのように感じております。

以上です。

#### ○9番（末次利男君）

先ほどの質問を聞いておりますが、再度確認の意味で質問いたします。

今回、中尾分校の廃校に当たって、この議決後、実行委員会を立ち上げて、早急に対応にかかるというお話でございますけれども、先ほど山口議員のほうから御提言もありましたとおり、いろんな跡地の活用方法について提言もなされておりますが、そういったもろもろのことを含めて、町当局としての考え方というのはあるのか。あくまでも地元の皆さんとのすり合わせによって結果を出すのか、その辺の確認をいたします。

それと、今、中尾分校は御承知のとおり、変則複式ということで、3年生がおらんわけですよ。1年1人、2年生1人、3年生おらんで、4年生3人ということで、変則複式学級がなされておりますけれども、この3人についての御質問の中で、今、7名ということですが、将来、複式が完結するのかという質問ですけれども。それと、今、山口巖議員からお話があったとおりに、いわゆる世の中の流れとして再編と、なかなか分校の教育は成果が上がっているけれども、いろんなことから忍びないところもあるし、例えば、中尾分校にしても100年以上の歴史を有する分校でありますので、これは地区住民にとってはシンボルなんですよ。ここを閉ざすということになれば、かなりの抵抗はあるということは確かですけれども、これいかんせん、どこかに基準を引いて、例えば、私たちも多久に行ったときには、これ以上置くと複式学級に陥るということが基準ですよ。太良の分校は複式は25年ぐらいやっておりますね。そういう基準からすれば、もう25年おそくなったということも裏返せば言えるんじゃないかと感じがします。そういった中で、積極的に三里分校についても、町の計画によって地元説明会をするのか。やはり住民の意見を尊重しながら、先ほど教育長言われるように、1人残っても残してくれと住民の要望があれば残すのか。その辺のスタンスをちょっとお聞かせいただきたいと思っております。

#### ○教育長（陣内碩泰君）

お答えをいたします。

まず、第1点の跡地の利用につきましては、全くまだ白紙の状況です。これからの検討になるだろうと思っております。つい先般は、多久市の南部小、ここは分校が廃止をされたばかりですので、ここに行ってまいりましたので、るる説明を……そこも全然跡地の問題はまだ手がつけてないというお話でありましたけれども、私どものほうも跡地の問題については、まだ全然白紙の状況です。これから関係の皆さん方が協議をして進めていかななくてははいけないだ

ろうというふうに思っております。

それから、実行委員会のことですが、この議決を得たら、できるだけ早く実行委員会を立ち上げて、早速業務にかかりたいというふうに思っております。構想としては、閉じるに当たっての式典も必要でありますので、式典も。あるいは100年の歴史がございますので、その歴史を閉じるに当たっては、そういう記録というようなものも必要でしょうから、記念史ですかね、そういうふうなものも必要でしょうし、そういう業務を担当する部、あるいはまた南溪分校では記念碑が建っておりますけれどもね。そういうのも、これは今は100年もたってみると、中尾分校がここにあってやというふうなことで、全然わからなくなるわけで、そういうためには、やっぱり記念碑あたりも必要かなと。そういう事業部みたいなものも立ち上げる必要があるかなというふうに今構想をしておるところでありまして、地元の皆さんの御協力がないと、これできないことありますので、地元の皆さん方の御協力を得ながら、早速実行委員会を立ち上げて、速やかな業務の遂行を図っていきたいというふうに思っているところでございます。

なおまた、三里分校につきましては、基本的なスタンスということでありまして、私個人的には分校教育というものは、大変有効な教育の手段だというふうな思いがございまして。私自身も長く分校に勤務をした経験を持っておりますので、なおさらそういうことを考えるわけでありまして、地元の皆さん方が1人になってもやっていきたいというお気持ちであれば、私個人としては、三里分校は一日でも長く残しておきたいという気もいたします。ですけれども、いろんな要因がございますからですね。そういう要因等もいろいろ考えながら、三里分校の経験も踏まえながら、よりよい方向に進めていきたいというふうに思っておるところです。

以上です。

**○議長（坂口久信君）**

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（坂口久信君）**

討論ないので、採決いたします。

議案第55号 太良町立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

**○議長（坂口久信君）**

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

**日程第5～第6 議案第56号～議案第57号**

**○議長（坂口久信君）**

日程第5．議案第56号 太良町野外音楽堂の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、及び日程第6．議案第57号 太良町体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを一括議題といたします。

質疑の方は議案番号を言ってから質疑願います。質疑の方ありませんか。

**○10番（山口光章君）**

両方ともですけれども、この指定管理者制度の導入というのが、やはりじゃないですけれども、そういうふうな導入をやってきておられますけれども、いろんな体育施設から何から、いろいろ太良町の施設において管理者制度を導入しておりますけれども、このメリット、またデメリット、恐らくあると思うんですよ。今から先、その結果として、どのようなメリットが生じるのか、私も楽しみにしておりますけれども、今後、そういうふうな形をとるといようなことで、火葬場とかいろいろ例がありますけれども、メリッ的なことがどのようにあらわれてきておるか。恐らく将来的にどういうふうなメリットが出てくるのか。その辺をちょっと簡単でもよろしいですから、教えていただきたいと思います。

**○企画商工課長（佐藤慎一君）**

お答えします。

大変ちょっと難しいというか、今の段階で議員おっしゃられるとおり、基本的にメリットがなければ、これは出す必要がないものですから、今の段階では国の方針に沿って公共施設を管理する場合は、こういうふうな指定管理者制度の活用しかないということで出して、これは太良町の場合に限らず、この指定管理者制度が出たときに、新聞紙上でも大いににぎわったんですけれども、受ける側にとっては、実質的なメリットがないので、余り広がりがないというふうな形で言われておりますけれども、基本的に太良町において、こういうふうな経済不況とかなんとかということであっております状況の中で、一つの考え方としてワークシェアリングというか、民間でもできることは民間でもしていただくというふうな形の、仕事を分担するというふうな思想のもとに一つは出していると。行政側にとっては、今まで直で管理運営していた分が民間の団体に任せることによって、行政経費というのが少しでも幾らかでも削減できればということで、そういうふうな形のメリットを今現在時点ではかなり期待はしておりますけれども、できるだけそういうふうなメリットが出るような形で、今現在もう既に指定管理の活用をしている施設もございますので、できるだけお互い連携しながら、そういうふうなメリットが出るような形で運営していただければなと思っております。

**○副町長（永淵孝幸君）**

お答えいたします。

ちょっと補足ですけれども、実は私の地区が、ことしの4月から公園を指定管理で今管理しております。町から直接委託料をもらっていたときに粗末にしていたわけじゃないんです

けれども、やはりそれを指定を受けたというふうな地区民に意識があって、やっぱり自分たちがびしゃっとしとかんと、よそから来たり、例えば見られたとき、何やここは、この地区に委託しやっただけでも、そがん粗末にしてやとかと言われんごと全部やろうという、そういう意識が指定管理を受けたために、以前より増して地域住民がしっかりやろうという意識は芽生えてきたということだけ、ちょっと報告させていただきます。

以上です。

#### ○5番（牟田則雄君）

この指定管理者の制度によって、今まで公的にやっと思ったときと使い勝手が悪くなった。その民間業者の独自性が当然出てくるとは思います、そこら辺の執行部からのいろいろな指導とか何とかいうのは、どのように考えておられますか。

#### ○企画商工課長（佐藤慎一君）

お答えします。

この指定管理者制度を導入したことによって、町が直接運営していたときよりも利用者にとって不便になったと、不利益をこうむるようになったということであれば、そういうことは基本的に協定違反ということになりますので、協定を解除しなければならないと思います。それが事実であればですね。そういうことがないようにということで、基本的にそういう御意見等が町が管理している担当課のほうにあれば、即協議をして、協定書の見直しとか、また再確認をして指導はすると。基本的にそういうことは絶対指定管理者制度上、そういうことがない、かえって使い勝手がよくなったとか、そういうふうなことを期待しての事業ですから。

#### ○1番（所賀 廣君）

議案第57号ですが、体育施設の指定管理者制度ですね。これ10月の中旬から11月の中旬にかけて公募をするというふうになっております。この中に太良町営野球場も当然あるわけですが、指定管理者が決まれば結構なことだと思いますけど、今の状況を見ても、少し荒れているというか、若干、草が覆ってみたりとか、石ころが出てみたりとかという状況が、今見受けられます。

今度、10月11日に第52回高松宮杯佐賀大会が行われるわけですが、先日の仲間対抗野球の開会式の折にも気づいたことなんです、当然、石ころあたりがあったなど、それと草も生えていた。それと放送施設あたりがアンプのふぐあいかわりませんが、若干途中で雑音が入ってみたりだとかいうことがありましたので、この第52回の高松宮杯大会の折に、そういうことがないように何かできないものかな。整備あたりもうまくできないものかなというふうな感じがいたします。そういったことを踏まえて、指定管理者にお渡しをする、この辺が一番ベターかなというふうに考えますが、その点いかがお考えですか。

#### ○社会教育課長（寺田恵子君）

お答えをいたします。

野球場の管理につきましては、現在、太良町の野球協会の皆さんに委託をして、常々球場の内外を熱心に管理していただいで、大変ありがたく思っているところでございます。

今、議員言われましたように、小石が転がったりとか、それからグラウンドと芝生がちょっと段差があって野球がしにくいとかいうようなことをお聞きをいたしましたので、今毎日、多良中学校の野球部が球場を使用しておりますけれども、早速野球部のほうにお願いをいたしまして、練習の合間に小石とかごみを拾ったりとか、側溝の土を上げたりしながら、グラウンドのコンディションの維持管理に努めてもらっているところでございます。まだ全部が全部というわけではございませんけれども。また議員言われましたように、10月には高松宮杯の全国大会が太良球場でも2試合開催をされますので、大会前にはグラウンドの状況を見ながら、大会には支障のないように整備をしていきたいというふうに、今後予定をしております。皆さんの協力を仰ぐことがあると思いますけれども、そのときはよろしくお願いをしたいと思います。

それから、放送設備のことにつきましても、仲間対抗のときに雑音が入ったということでしたので、早速9日にちょっと確認に行きました。そのときに私のほうで、ちょっと放送してみましたけれども、そのときはうまいぐあいに放送ができて、問題なく十分使用できるんじゃないかなと思ったんですけれども、もし今後そういうふぐあいとかトラブル等が発生するようなことがあれば、すぐ大会等がありますので、十分にそこには迅速に対応をしていきたいと思っております。

グラウンドの整備、指定管理者をするに当たっては、そういうことを見ながら、指定管理者さんとも指定をできれば、設置者と一緒になって、グラウンドの整備には努めていきたいというふうに思っております。

以上です。

**○議長（坂口久信君）**

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（坂口久信君）**

討論ないので、採決いたします。

最初に、議案第56号 太良町野外音楽堂の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

**○議長（坂口久信君）**

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

次に、議案第57号 太良町体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

#### 日程第7～第8 議案第58号～議案第59号

○議長（坂口久信君）

日程第7. 議案第58号 太良町立図書館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、及び日程第8. 議案第59号 太良町歴史民俗資料館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを一括議題といたします。

質疑の方は議案番号を言ってから質疑を願います。質疑の方ありませんか。

○8番（久保繁幸君）

議案第58号ですが、指定管理者制度の導入ということでございますが、現在おられる職員さんの処遇はどのようになるのか。

それと、館長を置くということで2条に定められておりますが、指定管理者が館長になれるというわけではないんですか。その辺をお尋ねいたします。

○学校教育課長（川瀬勝芳君）

お答えいたします。

現在の職員は、図書館のほうには正職員1名でございます。平成20年度で定年退職されます。

それから、歴史民俗資料館長さんと図書館長というふうなことでございますけれど、指定管理者というようなことで、管理者がなった場合、そちらのほうで館長兼務というふうなことで協議していきたいと思っておりますけど、一応協定書関係、まだ整理中でございますので、素案はつくっております。そういったことで、今後詰めていきたいと思っております。

○8番（久保繁幸君）

その次の59号の歴史資料館の問題で、入場料金の件なんでございますが、今までは取っていらっしやらなかったわけでありませぬ。それで、入場料を指定管理者の収入と収受できるというふうに書いてありますが、これをどれくらいの金額に定められるのか、腹案があったらば教えいただければ。

○学校教育課長（川瀬勝芳君）

お答えいたします。

民俗資料館における展示会の際の入場料の金額でございますけれど、今の状況での入場料は考えておりませぬ。特別の展示した場合、そういったときには経費が要るものですので、

経費分の入場料を想定しておりますけれど、ちょっとその辺の金額はまだ今後ですけれど、ほかの市町関係の料金を見て決めていきたいと思っております。

**○5番（牟田則雄君）**

これは指定管理一般についてですが、先ほどメリット、デメリットはどうかという質問があつとつたとおりで、例えば、しおさい館あたりは直接運営したらこれだけの経費がかかっておりましたが、指定したことによってこれだけ削減されましたという、数字的にはっきり説明があるわけですよ。それで、各指定ごとにそういうふうに直接運営した場合は、これだけの経費がかかつとつたが、指定をした結果、これだけで済むようになりますという、その数字的なわかりやすいあらわし方をお願いしたいんですが、できないでしょうか。

**○企画商工課長（佐藤慎一君）**

お答えします。

まず、指定管理者を募集するときに、募集要綱の中に、当初の議論にも大分なされたんですけれども、その直接管理費、施設を管理するときの決算書の決算額の提示をすべきかとか、予算額をすべきかということで、決算ないし予算というのをまず提示をします。その提示された額によって、団体が指定管理者になった場合は、1年間の収支計画ということで、こういうふうな形でやっていきますよということで、それを提出していただくわけです。それで、一応数字的な効果かどうかというのは見られると思います。

それと、最終的には1年過ぎた後の決算報告ですか、実績報告という形で、実際どれぐらいわかりましたよというのは、数字的にはいただけるようになります。

**○5番（牟田則雄君）**

この指定管理制度が我々はしょっちゅう聞いているもので、少しでもわかる感じはするんですが、町民の人たちが、やっぱりそこら辺が、今までは直接運営するときには、例えば、野球場もこれだけの経費がかかっておりましたと。ただ、これを指定したことによって、これだけで済むようになりましたという、町民の皆さん方がわかりやすい数字の出し方は何か工夫してされることはないでしょうかという質問です。

**○町長（岩島正昭君）**

お答えします。

結局、しおさい館等も当初も一例をとりますと、今までは2,000千円から3,000千円ぐらいの利益が上がったと。これは民間の経営の感覚ですよ。だから、今後この指定管理者等を導入して、すぐきょう採択があつて、公募等があり、決定した場合は、今までこういうふうな施設でこういうふうな経費がかかっておりましたと。今後は指定管理制度を導入したために、これくらいの削減ができましたというとは、広報等で今後皆さんたちに御報告をしたいと、そういうふうに思います。

**○議長（坂口久信君）**

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

最初に、議案第58号 太良町立図書館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

次に、議案第59号 太良町歴史民俗資料館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

#### 日程第9 議案第60号

○議長（坂口久信君）

日程第9. 議案第60号 太良町活性化センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決をいたします。

議案第60号 太良町活性化センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

#### 日程第10 議案第61号

○議長（坂口久信君）

日程第10. 議案第61号 太良町林業総合センターの設置及び管理に関する条例の制定についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決をいたします。

議案第61号 太良町林業総合センターの設置及び管理に関する条例の制定について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

#### 日程第11 議案第62号

○議長（坂口久信君）

日程第11. 議案第62号 太良町特産品等展示販売所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○7番（見陣泰幸君）

第2条中に「、販売」の次に「、飲食の提供」を加えというところがありますが、これから先は、飲食ということは、食堂も何でも飲食に関するすべてのものはいいということですかね。

○企画商工課長（佐藤慎一君）

お答えします。

今回の条例の中に、飲食施設を加えるということで、その中で内容としては、今まで物品販売所等ということでしてございましたけれども、明確に飲食施設でありますので、そこで、その施設内での飲食の提供ということで、条例の中にうたっております。

○7番（見陣泰幸君）

食堂関係もそういうところも特別に、もし、たらふく館じゃないですけど、あそこの土地を貸してくださいと言われたとき、そういう関係もやっぱり今までどおり貸し出すということですか。

○企画商工課長（佐藤慎一君）

お答えします。

基本的に指摘の件については、町の見解として、公共的団体の申請については、土地の借用願が出た場合は認めるということで、上司とも確認がとれております。

**○6番（川下武則君）**

私もいろんなところにずっと回るんですけど、8月もちょっと佐渡島に行ったんですけど、佐渡島でも特産品をずっと販売しているところがあるんですけど、そこでは佐渡おけさとか、佐渡の歌をテーマソングみたいにしてしょっちゅう流しているんですよ。太良町でもそういうことがもしできたら、特産品売り場でもそういうのをしたらどうかと思うんですけど、どうでしょうか。

**○企画商工課長（佐藤慎一君）**

お答えします。

御指摘の点については、私もほうぼうの道の駅あたりは行っておりますけれども、そういうふうなバックグラウンドミュージック的なものは、ほとんどの施設で流されているということは周知はしております。ただ基本的に、最初につくったたらふく館の施設の中に、そういうふうな外部放送ですかね、構内放送といいますか、施設内の行き届くような放送施設がないものですから、施設内には若干BGMを取り入れるものはできると思いますけれども、その辺については、御要望があれば検討はしていきたいと思っております。

**○10番（山口光章君）**

先ほどちょっとお聞きしたんですが、団体以外でも加入じゃないけども、そういうふうな飲食の施設はできる可能性はあるわけですか。

**○企画商工課長（佐藤慎一君）**

お答えします。

あくまでも公共団体を頭に持ってきて、例えば、今回の漁師の館についても、最初は言われるとおり民間でやりたいということであったんですけども、逆に言えば、当時の町長の議会発言で、12月の議会やったと思うんですけども、公共団体にしか貸さないということがありましたので、たら漁協内の申請ということで、当初はたら漁協ということで出されたわけですね。その後、議会全員協議会でもフィッシュたらになつとつた。これはどういうことかということで、全員協議会の中でも協議していただいて、そういうふうな御指摘をもとに、当時の農林水産課のほうで漁協と話し合われて、たら漁協内の組合員及び準組合員で組織する漁師の館運営協議会ということで申請を出されたという経緯がございます。

そこで、最終的に町が一応建設オーケーと出した時点では、あくまでもたら漁協内の申請であったということでしたので、そういうふうなガイドラインが既にできておりますので、例えば、カキ焼き組合というのが公式にはできておりませんが、太良町観光協会内にある、仮にカキ焼き街道組合とかなんとかという子会社的な組織内にある団体とし

て申請されれば、一応そこら辺のガイドラインは認めるということで、町長のほうにも確認はとっております。

**○10番（山口光章君）**

そういうふうな施設を設けるに当たって、これ一番難しいのは、やっぱり水道、水回り関係、排水関係、衛生上、非常に大変なことだと思いますけれども、そういった面は、そういうふうな個人のあれでやらないかんとというようなことなんでしょうか。それとも一括してそういうふうな排水施設とかなんとかを指定管理者のほうでやっていただけるのかどうか。

**○企画商工課長（佐藤慎一君）**

お答えします。

基本的には漁師の館のほうも電気、水道等については自費でしていただいておりますので、そういうふうな前例がございますので、その辺についてどうするかというのは、そこまでは詳しくは検討はしておりませんが、前例としてはそういうふうな形で団体の責任で一応整備はされております。

**○10番（山口光章君）**

飲食店を経営というか、する以上、漁師の館さんの場合は、営業許可証とか、保健所からの承認といいますか、そういう許可が必要なわけなんですよね。そしたら、私どももたらふく館のほうに以前おりましたころ、やはり野外で飲食をするような形をとっておりましたけれども、保健所のほうから指摘がありまして、実際そういうふうなことは無許可ではいけないというようなことで、どうにかしてそういうふうな許可をいただきたいというふうなことを要望し続けましたけれども、なかなか難しい問題でしたけれども、現に漁師の館は許可が通っていると。だから、不平不満が出た一部分がありました。何であっちでされて、こっちでされんとかいとかいうふうなことです。そういうふうなことが、やはりたらふく館がメインだったんですからね、後からできたところがぼんぼんぼんぼん許可が取れるというのは、余りにもちょっとあれやなというふうな意見も出ておりましたけれども、そこら辺はどういうふうに感じられますか。

**○町長（岩島正昭君）**

確かに今までは漁師の館ということで、民間でおのおのつくって、民間で運営をされていたということで、たらふく館につきましては、町が施設を提供したという形でございます。今後、この指定管理者の導入をさせていただけば、そこら付近まで町としての突っ込んだ指示ができるということを思っております。今まで民間でつくっていたから、ある程度突っ込んだ発言はできなかったということですけどね。だから指定管理者になれば、今まで以上にこれはいけないと、契約事項に違反しているというものまで突っ込んで言われると思います。

もう1点、空地の利用が議員さんたちもいろいろる意見等もあっておりますが、南側のほうは、もうほとんど6反ぐらいまだ未利用ですよ。せっかくこういうふうな大々的な道の

駅を指定していただいて、ある程度時期が来れば草が生わってもうみたんなかと思うんですよ。今までは農協さんとか漁業組合とか、そういうふうな組合組織しか貸さんというふうなことで、皆さんたちにもお諮りをおつたと思います。今後は、私も何とかせないかんとということで、個人さんにはこれはやむを得ないと。ただ異業種で、ある程度の組織をつくっていただければ、それは大いに貸していいよというふうなことで、最終的には皆さんたちの、その場になればお諮りをしたいと思えますけれども、どんどんあそこを利用していただいて、幾らでも所得が町民の方に上がれば、活性化につながるんじゃないかということで、そういうふうな形を思っております。

**○10番（山口光章君）**

国道の北側ですね、鹿島寄りのほうにたらふく広場という看板が立っておりまして、あそこは将来的には公園化をするような予定のように話を聞いておりますが、まだ盛り土をしたまま、中途半端なような状態ですけれども、その部分がやはり公園化として、皆さんのくつろぐ場所として提供できるのであれば、やはり指定管理者、それも一部分に入っているわけですか。

**○企画商工課長（佐藤慎一君）**

お答えします。

現在、北側の御指摘の箇所については、まだ未整備ということで、実は平成21年度、来年度予算の県の概算要求のところということで、21年度で公園整備という予算を概算で今要求はしております。今回の指定管理者の中には、今の北側の未整備地区については入っておりませんので、基本的に南側もそうでしょうけれども、国道べたのあの道路敷のところの土手とかなんとかも草が生い茂る。年に二、三回、たらふく館の会員さんたちがボランティアで清掃活動をしていただいたり、南側のほうは漁師の館のほうで草刈り等の清掃活動は自発的にしていただいている状況で、町も年に1回ぐらいは、今度職員で自発的にボランティアをしようというふうな計画も総務課のほうでも立てていただいているみたいですので、整備するまでは積極的に環境美化には努めていきたいと思っております。

**○2番（山口 巖君）**

今のことで、漁師の館ですけれども、月当たりという数字が出ております、これを年間に直すと2,364千円、こうなるわけですね。 \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_ [発 言 取 り 消 し] \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

---

○企画商工課長（佐藤慎一君）

お答えします。

先ほど言われた月額合わせて年間2,360千円ということですね。これは太良町の公共施設ですから、太良町がじかに直営で運営したときに、例えば、バーベキュー施設を貸していただきとかという申し出が出たときに、太良町が貸す場合に取りの使用料でございまして、太良町のかわりに漁師の館に運営管理を委託する場合は、漁師の館が取るという形になります。

○11番（下平力人君）

先ほど町長のほうから説明ございましたけれども、全体的にはたらふく広場を含めて、大体3町ぐらいの残りは面積やったと思うんですが、その南側の6反、これが今、まだ利用者が決定をしてないということでございますので、これは早急に何らかの計画を立ててせんと、いつかも申し上げたと思うんですが、今のままでは荒廃をしていくと、管理をしていかないかと。そしてまたせっかくの活用地を、非常に条件的にもいいところをあのまましておくということになると、今のお店を出しているところにも影響しますから、これは行政として積極的に何らかのやり方を考えて、個人であるとか何であるとかというのを含めた、余り太良町内に影響を及ぼさないようなものであれば、やはりよしとして進めていかんと、規制ばかりかけてやっていきますと、なかなか進んでいかないということになるんじゃないかなろうかと思いますが、その辺どうなんでしょうか。

○町長（岩島正昭君）

議員おっしゃるとおりですよ。だから、この前もはっきり申しまして、大浦漁協等についても、海はほとんど収入がないということで、漁に出ても赤字続きで、丘と違って現金収入がほとんどないということをいろいろな御意見をお預かりして、それでも皆さんたちがその日の小遣い錢稼ぎでよければ、組合の青年部とか、あるいは組合自体でおやりになれば、向こうを使っても、そういうふうな利用計画も一つの案ですよというふうなことは申し上げております。

ただ、あそこを利用するに当たって、施設をどうするかと。家を建てる金はないと。直面すると、そうですよ。だから今後は、私が申し上げたのは、テントとかなんとか、仮テントでもいいんじゃないですかと言ったんですけれども、季節、季節で売るのであれば。ただもう1つは、これは最終的には議員の皆さん方にお諮りせないかんですけれども、ああいうふうな間伐材がどんどん、ちょうど計画をいたしておるものですからね。あの丸太を使って、長屋方式につくって、それで仕切って何か利用できないかというふうなことも今後いろいろ検討していかないかと。手を挙げる人がどんどん来た場合は、そこら付近も皆さんたちとお諮りをして、調整せないかんのは、金は余り、投資額はなるべくならば抑えたいと思いますので、できれば地元がしていただければ一番いいんですけれども、そこら付近等も、例え

ば、町が半分お金をやるから、あとは自分たちで半分出資をして建てなさいとか、いろいろなことが方法としてあると思いますから、そこら辺、今後検討していただきたいと思います。

#### ○11番（下平力人君）

それと、端的にできることは、公園をつくろうという予定地ですね。この分に堆積をしておる泥をですね、そこら辺は余り金もかからないわけで、あそこは見えにくいという苦情も相当あっておるわけですね。初めての人なんか特にですよ。ですから、あれを平地化して、もう少し見かけがいいように、そしてまず公園ができなくとも、整地をすれば、ちょっとした休憩なんかとれると思うわけですよ。ですから、まだかもわかりませんが、そういうことにも配慮しながら、たらふく館のバックアップというですかね、こういうのも考えていただきたいなど。これも大分泥を持ってきてからなりますから、そういうのもひとつ考えていただきたいというふうに思っております。

#### ○町長（岩島正昭君）

それは議員おっしゃるとおりです。あの土は七浦の道の駅の歩道拡幅で、良質な土だったから県にお願いして、あそこに処分地として置いていただいたんですけどね。だから、南側のほうについては、ある程度段差がございます。その土を公園整備等兼ねて南側のほうに持って行って整地をするということと、今、企画課長に検討事項ということで指示をしておりますけれども、2カ所土を盛った箇所がございます。1カ所につきましては、何か展望所に使われんかいと。盛り土を階段かなんかつくってですね。そこら付近もあの盛り土をもったいないから、1つをつぶして、1つはそういうふうな利用できないかという指示もいたしております。今、企画課長が申しましたとおりに、21年度に計画をいたしますので。

以上です。

#### ○10番（山口光章君）

どうも済みません。一つ、私あそこの施設の中で感じたことがございまして、大体施設というものは三、四年たって、非常にいい方向に向いております。それで、売り上げのほうもよろしいと思いますし、先ほど申し上げておられますように、この飲食の部分もでき上がっており、カキ焼きですか、あれも漁師の館さんでしておりますけれども、防犯のほうはともかくとして、やはりあそこは無人になるわけですよ。消火の設備のほうはどういった形をとっておられるのか。例えば、あそこに消火栓があつてみたりですよ、ちゃんとした消防設備があつてみたり、もし火災のときはどういった方法で対処されるような考え方を持っておられるのか。カキ焼きにしろ何にしろ実際火を使うわけですよ。カキ焼き小屋の火災もちょこちょこあったような気もいたしますけれども、やはりたらふく館、漁師の館の施設としては、要するに指定管理者制度になろうとも、道の駅であつて、夜中は無人というような可能性もあるわけなんですよ。だから、悪さじゃないけども、何やかんやあつた場合、非常に困ると思うので、その消火のほうの体制はどのように考え、消防団といえ、伊福部落



けですね、とりあえず。そこで、その施設を指定管理者に委託すれば、その使用料については、利用料として指定管理者が取っていいですよ。ただし、そういうことで、結局、利益を生む施設ですから、たらふく館同様、最終的な収支の段階でもうけの2分の1は下さいよと。そしてその限度額というのが大体この数字の目安になるのかなと。協定の中でですね。ですから、最初にたらふく館だけの年度協定書の中には、収益の2分の1は町に戻して下さいよと。ただし、たらふく館がはじいた行政財産を貸し付けた場合の賃金というのが、大体年額2,000千円になっておりましたので、上限額は2,000千円ですよという年度協定を結んでしております。

**○8番（久保繁幸君）**

その月額110千円、月額87千円、この算定基準、根拠はどうやって。今の発言聞いておいたら、今後の新規の加入があるかと思うんですが、その辺の基準はどのようにして算定されたのかですよ。

**○企画商工課長（佐藤慎一君）**

お答えします。

行政財産を貸し付けた場合のいろいろな評価基準とか評価額とかなんとかを参考にして、行政財産を貸し付ける場合の算式によってはじいております。

**○8番（久保繁幸君）**

今、いらぬ世話と思うんですが、漁師の館さん、町に建物を寄附されたと。そして指定管理者を受けて、次の期間が3年か5年か、ちょっとこの辺もわかりませんが、その寄附されたものが次の代に変わった場合、寄附の品物、今建てられておりますよね。それが償還できてない場合はどのようになるんですか。漁師の館さんが今、多分あそこ借り入れがあると思うんですが、仮に5年以内でその償還期限が、それは個人的なものといえ、それは個人的な支払いかもわからんですけど、その辺の状況は公共施設になった場合、どのようになるのか。

**○企画商工課長（佐藤慎一君）**

お答えします。

当初の全協の折にも説明いたしましたとおり、また議員さんたちからも御指摘がっておりますとおり、当初は一応指定ということで、5年ということで寄附をされた施設ということで申し上げておりましたけれども、御指摘のとおり、未来永劫というのはないよということで、その辺については、相手のほうの運営協議会のほうにも十分説明はいたしております。

**○7番（見陣泰幸君）**

たらふく館と漁師の館の閉館時間が6時までとなっているんですけど、ちょっと早いかなと思うんですけど、この時間延長の協議はできないものか。

それと、たらふく館別館の建物の内容。中にどういうものができるのか、それをちょっと

お願いします。

**○企画商工課長（佐藤慎一君）**

お答えします。

条例の中で規定しているのは今の運営形態で、開館時間については、漁師の館さんもたらふく館さんも同じ時刻ということで、9時から6時までということで、これについては臨機応変に、例えば、夏時間、冬時間というふうな形で、協定の中で変更はできると思います。

今、建設中というか、実際今、道の駅に行かれたらわかるとおり、トイレのほうは、ようやく外観が見えて、実はきのう現場打ち合わせをしたところ、今月の22日ごろで工事自体は終るだろうと。県の確認が月末までということで、予定どおり10月1日から供用開始と、ようやく24時間対応のトイレが供用開始されます。それにちなみまして、そのトイレに行く手前の斜路というんですか、身障者用の駐車スペースが2台、そこから身障者が車いすで行かれるような角度の少ない斜路の工事に今取りかかっておりますので、それも大体9月いっぱい終わって、トイレの供用開始に合わせて工事が済むという形になります。その後、複合施設については建設着工ということで、今、設計のほうを順次たたいております。基本的に新年度予算の審議のときにも御説明しておりますとおり、そこには加工施設、それと休憩施設兼情報発信センターの施設と、それと特産品の販売コーナーを、これらの機能を持った複合施設を今建設予定でございます。

**○町長（岩島正昭君）**

ちょっと今の件について補足します。

今、便所と身障者の進入路と課長が申しましたけれども、これは県営事業で、町の負担は一切ございません。全部県で建設をしていただいたと、そういうことです。

**○議長（坂口久信君）**

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（坂口久信君）**

討論ないので、採決いたします。

議案第62号 太良町特産品等展示販売所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

**○議長（坂口久信君）**

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

暫時休憩いたします。

午前10時58分 休憩

午前11時16分 再開

○議長（坂口久信君）

定足数に達しておりますので、議会は成立いたします。

休憩を閉じ、直ちに会議を開きます。

○2番（山口 巖君）

先ほどの建設課長への質問は取り下げさせていただきます。

○議長（坂口久信君）

議員の皆さんにお願いですけれども、いつも質問に対して3回のあれです、なるべく厳守してください。よろしくお願いいたします。

#### 日程第12 議案第63号

○議長（坂口久信君）

日程第12. 議案第63号 太良町犬取締条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。質疑の方ありませんか。

○1番（所賀 廣君）

太良町犬取締条例のことなんですが、ここの第3条第1項第4号を次のとおり定めると。飼い犬の飼育をやめる場合は、県知事に引き取りを求め、その指示に従うこととあります。これ、多分保健所等かに許可をいただいて持って行って、お金も伴うことじゃないかなというふうに思いますが、この辺のところ、その流れをわかりましたら具体的に説明をお願いしたいと思います。

○環境水道課長（土井秀文君）

お答えします。

従来のシステムとしましては、不要犬と言っておりましたけれども、不要犬の取引を飼い主の方が町のほうに持ってこられて、その犬を町が県に報告しまして、県のほうから取りにきてもらうようなシステムでございました。それを、今度県の動物愛護保護及び管理に関する条例の制定に伴い、今までの、町がやっておりました分を省きまして、県に真っすぐ飼い主の方が持って行ってもらうようなシステムになっております。

その場合に、手数料としまして、生後日数90日以上、1頭につき2千円、10頭ごとに2千円、それと、どうしてもうちのほうが管轄が武雄の保健所になりますので、そっちらうまで連れていくことができないという場合には、県のほうに依頼しまして、県のほうが取りにきてくれます。その場合が、料金のほうが倍になりまして、先ほど申しました日数でいいますと、1頭につき4千円、それと10頭ごとに4千円という料金になっております。

以上です。

○1番（所賀 廣君）

そうしますと、こういったことはあつてはならないというか、やっぱり犬好きの方が犬を

飼われるわけですが、当然お金も伴いというところも含めて、捨て犬がふえそうな気がしまして、ますますこの太良町内でも野犬がふえていくのではないかなというふうな感じがしておりますが、その辺の対応についてはどのようにお考えでしょうか。

**○環境水道課長（土井秀文君）**

お答えします。

議員御指摘のとおり、私たちも、生まれてすぐ飼えないということで捨て犬等がふえるのではないかということは懸念はしております。でも、県のほうに言わせますと、担当者会などでもそういう話が出ておりますけれども、県のほうにすれば、そういった野犬とかの頭数はふえていないということで、今度の条例が改定されております。町のほうとしましても、不要犬に関してはもう県の条例に従うしかありませんけれども、従来の野犬捕獲については、今まで職員が対応しておりますので、その旨を続けていきたいとは考えております。

以上です。

**○10番（山口光章君）**

以前、野犬と申しますと、クリーンセンターのほうで毒殺というような形をとって、野犬狩りとまではいきませんが、非常に山間部に野犬がふえたというようなことで、クリーンセンターのほうでしておられましたけれども、その処分の方法は、やはりクリーンセンターが県のほうに持っていったもお金を取られるわけですか。個人が持っていった場合、お金を取られるわけでしょう。そしたら、クリーンセンターが1つの業務の中での仕事として野犬を毒殺して、あるいは捕らえてというような形の場合は、お金はどのようになっているんですか。

**○環境水道課長（土井秀文君）**

お答えします。

議員言われます薬殺については、もう県のほうからの指示で、現在はもうここ数年行っておりません。それで、クリーンセンターのほうにお願いしているのは、捕獲器を設置するときにちょっとお手伝いをしてもらおうというふうな形で現在行っております。

以上です。

**○10番（山口光章君）**

クリーンセンターが確保した場合、料金は取るのかどうか。仕事上、例えば、クリーンセンターがつかまえるとするたいね。毒殺はしていなくても捕まえた場合は、クリーンセンターなんかはあれするんですか。

**○環境水道課長（土井秀文君）**

お答えします。

クリーンセンター独自で、うちが業務をお願いしているわけではありませんので、うちのほうがちょっと現在使用しております捕獲器、その捕獲器で捕獲した犬につきましては町が

確保ということですので、県のほうに連絡して、県のほうからとりに来るようになっております。（「料金は取るとですかと聞いています」と呼ぶ者あり）料金はかかりません。

**○5番（牟田則雄君）**

飼い犬よりも野犬のほうですが、今は蕪田のほうは畜産関係がおられる関係上か、もう大変ふえているわけですよ。そして、これがもう堂々とその飼い主や事業主の人の飼料を食べにくるとか、その死骸目当てか知りませんが、なんかもう10頭でも群れて、その人も何か近寄りづらい状況がもう既にあるということ、一時竹やぶの中で増えているような感じだったんですが、そこを払ったところが今度はその家のほうにもう全部来たということで、今大変子供とか何とかとかいうごたごたが怖い状況になっているということ、きょうやったか、うちで愛路日をやったときにそういう話が出ております。そして、そういうときには、今ちょうど山口議員のほうから質問があっていたように、もしこっちで捕獲したときには、町に申し出れば町で処理してもらおうのか、個人でまた武雄のほうに持っていくのか、そのところをきちっとお願いします。

**○環境水道課長（土井秀文君）**

お答えします。

野犬について、先ほど議員申されるように、住民の方が捕獲していただいた場合には、町のほうに連絡してもらえれば町のほうで取りに行きます。それと、また、県のほうにも私たちのほうで処分はするように思っております。

以上です。

**○10番（山口光章君）**

これは、ついでに聞いておかないといかんというようなことですので、聞きますけれども、要するに、登録しますよね、太良町全体的の登録件数、そして、恐らく2頭、3頭、4頭飼っているところなんかは、登録料だけでも注射代でも大変なわけですよ。だから、2頭は注射して、あと2頭は注射しておらばいというようなことも聞きます。そして、あれはもうちょっと強制的なあれに実際入るんですかね。そして、強制的に登録せないかんと、登録したほうがいいかどうかの問題ですけれども、その登録件数が何頭ぐらい太良町におるのか、登録していない犬の数がどれぐらいいるのか。もう将来的には、実際、子供たちの数よりもペットの数が多なる時代になるわけですよ。だから、大体何頭ぐらいおるのか、登録してある件数だけでも教えてください。

**○環境水道課長（土井秀文君）**

お答えします。

19年度末で、登録しております犬が806頭おります。（「登録してなかとはおらんと」と呼ぶ者あり）登録していない犬につきましては、私たちのほうのちょっと把握はできておりません。（「はい、わかりました」と呼ぶ者あり）

**○9番（末次利男君）**

先ほど、所賀議員の質問で、いわゆるこういう身近に取引がないという場合に、野犬化してしまうんじゃないかという御指摘もあるし、それはちゃんと捕獲するという話ですけども、いわゆる捕獲業務がふえてくるということが予想されるわけですね。そういった場合、一括してクリーンセンターあたりに業務を委託して、日にちを指定して、県に一括して持っていく業務を委託、それはどっちが費用対効果があるのか。やっぱり行政側としては、これはもう、また大変業務がなかなか、そして効果が上がらないというのが実態なんです。やっぱりふえる部分捕獲しいきらない、これはもうイノシシと全く一緒でございますので、そういったことも一つの検討課題として、やっぱり今後考えていただければ対策が、これに対応できるんじゃないかと思っておりますけれども、その辺どう思いますか。

**○環境水道課長（土井秀文君）**

お答えします。

議員今おっしゃるとおり、野犬としてふえるのは私たちも予測しておりますので、今後、今御意見をいただいたようなこと、検討させていただきたいとは考えております。

以上です。

**○11番（下平力人君）**

今のいわゆる不要犬、あるいは野犬、こういうのを今まで行政で取引やっていたわけですね。そういう頭数、それと、大体ここ二、三年間何匹ぐらいの引き取りをされたのか、ちょっとお尋ねします。

**○環境水道課長（土井秀文君）**

お答えします。

19年度末でいいますと、野犬の捕獲が69頭、不要犬として出されましたのが35頭になっております。

以上です。

**○11番（下平力人君）**

合計の100頭ぐらい、100ちょっとなるわけですね。これを、今は県のほうに引き取るということになっておりますけれども、今までどおりに町内で委託業務をするというわけにはいかないわけですか。これ、例えば1頭1千円にしても大分なりますから。どうなのでしょう。

**○環境水道課長（土井秀文君）**

お答えします。

委託業務といいますと、先ほど末次議員のおっしゃったような委託業務のことと考えてよろしいでしょうか。それも、先ほどそういったことを踏まえて、今後の検討課題にはしていきたいと考えております。

**○議長（坂口久信君）**

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第63号 太良町犬取締条例の一部を改正する条例の制定について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

#### 日程第13～第14 議案第64号～議案第65号

○議長（坂口久信君）

日程第13. 議案第64号 太良町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について及び  
日程第14. 議案第65号 太良町特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例の制定についてを一括議題といたします。

質疑の方は議案番号を言ってから質疑願います。質疑の方ありませんか。

○10番（山口光章君）

64号です。ここに条例の制定を上げておられますけど、町営住宅の入居者で暴力団の方はおられるんですか。

○建設課長（川崎義秋君）

お答えします。

現在、町の町営住宅の入居者の方にはおられないと思っております。（「はい、わかりました」と呼ぶ者あり）

○2番（山口 巖君）

その暴力団か暴力団じゃないというのは、判断はどこですか。

○建設課長（川崎義秋君）

お答えします。

暴力団員というのは、まず暴力団ですけど、これは団体の構成員が集団的に、または常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長する恐れがある団体と。その団体の構成員を暴力団員ということになっております。

入居の申し込みがあったときに、その申し込みをされた方で暴力団員かどうかというような、ちょっと我々が判断できない方に対して、この鹿島警察署に照会して、鹿島警察署で確認をして町に連絡をしてもらうと、こういった内容の協定を結ぶ予定でおります。

○10番（山口光章君）

2 問目。

暴力団員といいますけれども、実際、暴力団員以上にたちの悪い普通の人間も入っているわけですよ。ほら、暴力団員の方はもっときれいな人もおるわけですよ。もっとたちの悪い人、犬は飼うなどと言われてもアパートの中で飼うとる人もおれば、いろいろおるわけですよ。寂しいかもしれませんが、もうそれはもっとたちの悪かとじゃなかとかな。一番初めに入るときは低額所得で入って、畑田の駐車場なんかとめられるですか、車。1つのアパートの人が3台も持つとんさ。実際、低額所得者じゃなかですよ。ガソリンの上がるときに。だから、暴力団とかいう前に、もっとたちの悪い人たちを排除するべきだと思いますけど、そこら辺はどうですか。

○建設課長（川崎義秋君）

お答えします。

まず、低額所得者に該当しない方というのは、公営住宅法で収入超過者ということで家賃を割り増しというか、区分がありますので、家賃はだんだん、ずっと収入の区分に応じて、高い家賃を払ってもらっております。その方は、現在9名ですね、全体の11%ということになっております。

あと、ペットの問題ですけど、これは以前2市4町の合併協議の中でもやっぱり議題に上りましたが、どこの公営住宅においてもペットを飼われている方がおられるそうです。ただ、ひとり住まいの方とか、子供さんが卒業されてよそに出ていかれてひとり住まいになられたとか、そういう方がやっぱり寂しいから、家族同然のようにペットを飼われていると。それを無理に排除するのはいかがなものかということで、近隣市町の現況では黙認されていると。隣近所に迷惑がかかったら別ですけど、隣近所に迷惑がかからないものであれば黙認しているという状況になっております。

○8番（久保繁幸君）

入居されてから、暴力団の方がということでわかった場合、どのような対処をされるのか。それから、お聞きしますと、準構成員という方もいらっしゃいますよね。そういう方の扱いはどんなふうにするのか、お伺いいたします。

○建設課長（川崎義秋君）

お答えします。

先ほど申し上げましたが、警察署との協定の内容、これは大きく3点であります。まず、入居された方に対しての照会、次に入居されている方に後で暴力団員という判明が警察がされたときには、町にその状況を提供してもらおうと。もう1つは、やっぱり暴力団員と判明した場合には退去というか、排除を行うようになると思います。その場合に、訴訟等になった場合、警察にいろいろ協力してもらおうと。町も警察も、両方お互いに情報を交換し合っ、お互いに協力し合っって対応していくというふうな協定を締結するように予定しております。

す。（「準構成員」と呼ぶ者あり）

準構成員については、我々というか、準構成員という把握はできませんので、鹿島警察署の暴力団であるか否かという判断に任せるしかないと思っております。

**○5番（牟田則雄君）**

今、そのペットの問題で、大体飼ってはいけないという条文がはっきり入っているのか、もし、そうなっておって、家族がいないから寂しいから家族的に飼うとえば、ちゃんと、飼われんからという守っておる人との違いが出てきます。そして、家族として飼うなら当然そこには、おかしい話ですが、住民税か何か、特別に認める場合は、その家族として認めた場合は、そこら辺のそがんとはきっちりした仕分けをしないと、その人の勝手にできるということになります、そこら辺はどうでしょうか。

**○建設課長（川崎義秋君）**

お答えします。

公営住宅法の施行令というか、基準にはペットは飼っていけないというふうに規定しております。（発言する者あり）これは、全国的な公営住宅法に基づいて規定されております施行令とか、そういう政令がありますけど、うちのほうでそれをどうのこうのというのはちょっと考えておりません。あとの問題は、ちょっと考えておりません。

**○議長（坂口久信君）**

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（坂口久信君）**

討論ないので、採決いたします。

最初に、議案第64号 太良町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

**○議長（坂口久信君）**

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

次に、議案第65号 太良町特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

**○議長（坂口久信君）**

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第15～第22 議案第66号～議案第73号

**○議長（坂口久信君）**

日程第15. 議案第66号 平成19年度町立太良病院事業会計決算の認定についてから、日程第22. 議案第73号 平成19年度太良町漁業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの8議案を一括議案といたします。

質疑に入ります前に、川次代表監査委員に決算審査の過程及び結果について報告を求めます。

#### ○代表監査委員（川次信康君）

議長の許可を得ましたので、このたび審査いたしました平成19年度太良町水道事業会計及び町立太良病院事業会計並びに一般会計と5つの特別会計の歳入歳出決算等の審査意見につきまして、監査委員を代表し、その概要を御報告いたします。

なお、詳しくは別紙決算審査意見書のとおり、久保監査委員と合議の上調整し、報告しておりますので、一通り要点だけ申し上げます。

まず、一般的な形式審査といたしまして、1つ、計数は正確であるか、1つ、経理事務等は関係法令等に従い、適正に処理されているか、1つ、財産の管理運用及び取得、処分は適正に行われているか等を主眼として、関係帳簿及び関係書類を照合し、あわせて定期監査、随時監査及び例月出納検査等も考慮して審査いたしました。

次に、実質的審査といたしまして、事業会計、一般会計及び特別会計の歳入歳出の決算並びに財調・減債基金、目的基金及び運用基金等の運用状況に関する審査意見であります。

審査の結果、決算の状況については、その計数に何ら違算等はなく、歳入歳出差引残高においても、指定金融機関等の預金あり高と符合しており、また、基金の運用状況に関する計数も誤りはなく、現金の残高は指定金融機関等のあり高と符合し、正確であることを確認いたしました。

さらに、予算の執行につきましては、歳入の増収確保とあわせ、歳出は執行の平準化と効率化に配慮しながら、各種施策が推進されており、予算の経理、財産の管理等、財務に関する事務事業も議決の趣旨に沿って適正に処理されていることを認めました。

以下、19年度各会計ごとに決算の具体的な審査内容について審査意見を添えて報告すべきところですが、執行部の行政実績報告書と重複する点もありますので、手短に要点だけ申し上げます。

それでは、初めに、水道事業会計の財務及び経営運営について申し上げます。

財務事務処理が適正に執行されていることに変わりはありませんが、未収金対策については、水道事業のみだけでなく、他の関係する会計全般にわたり執行部において総体的な未収金徴収体制の強化に取り組み、本格的な検討が加えられているやに聞いております。善良な納入者との公正確保を期するためにも、場合によっては法的手段も考慮に入れ、早期解決とあわせて滞納発生の防止に向け、さらなる努力を注がれるよう期待します。

また、経営管理については、本年度利益剰余金が前年度より1,690千円程度減少しており

ますが、その要因は、18年度途中での料金改定と職員1名の増員に起因するものと考えられます。

今年度も給水戸数及び給水人口の減少化が進み、さらに給水量の減少が見られ、現状での事業拡大は到底望めない状況下で、いかに水道経営の採算性を図っていくか、常に厳しい経営環境を念頭に入れ、効率的な維持管理業務に努力され、安全で安心な水の安定供給に尽力されるよう望みます。

次に、病院事業については、前段の水道事業会計と同様に、未収金については、その発生の原因究明と防止対策の徹底、そして累積している未収金に対して、早期解消に向けた努力を傾注するよう強く望むものであります。

また、経営管理については、一昨年開設した居宅介護支援及び通所リハビリテーション等の事業拡大は、徐々に成果を見せつつあります。しかし、反面、前年度の多額な赤字に引き続き、今年度も130,000千円強の赤字決算がなされております。この主な理由は、新病院建設に伴う建物及び医療器械等の減価償却費で、今後数年間にわたり同額程度の赤字が想定され、加えて、外来患者数の横ばいととも、病床利用率もここ二、三年低下の傾向にあり、19年度の人件費の医業収益に占める割合は80%に近い数値を示し、総収益に占める割合では62.2%の高い水準にあります。

町立太良病院が、文字どおり地域医療の中核的役割を担う医療現場であることは言うまでもありません。現状と将来を再認識の上、病院自身の自助努力はもとより、院長、職員、関係者等が一丸となって、財務管理運営の健全化に全精力を傾注し、今後の病院経営形態、手法等抜本的改革に手を打ち、病院経営の危機的脱出を図っていかれるよう、強く希望するものであります。

最後に、一般会計及び5つの特別会計の審査意見であります。その中で、老人保健特別会計の決算については、19年度の歳入に不足が生じたため、翌年度の繰上充用金を充て、歳入歳出差し引きゼロの決算処理を行っております。

その他、いずれの会計においても、形式収支は黒字決算をなし、翌年度財源として繰越金、あるいは法令に準じて基金に繰り入れするなど、しかるべき財政措置がとられ、順当な予算執行と行政実績が得られたことは評価に値すべきものと考えます。

また、19年度から新たに施行された「財政健全化に関する法律について」審査意見を付すこととなりましたが、普通会計、特別会計及び事業会計における健全化判断比率及び資金不足比率は、いずれも早期健全化基準以下であり、適正であることを認めました。

全会計の歳入歳出決算の具体的内容及び予算等の執行状況並びに財産に関する運用状況等については、別紙審査意見書に記載しておりますので、財務に関する事務の執行等について一言つけ加えさせていただきます。

平成19年度は、単年度で見れば、地方交付税の伸びにより多少財政状況は回復したかに見

えますが、本町の置かれた環境は依然として厳しい状況にあり、楽観を許さない現状にあります。

第4次太良町行財政改革大綱に沿った中・長期的計画の中で、各実施項目の確実な検証と将来の財源確保など積極的な推進を図り、加えて職員一人一人が自治体行政の問題意識とコスト削減意識を念頭に、行財政の実務に対処されることが町民の期待を担う人材となり、ひいては太良町の振興発展の原動力につながるものと確信いたします。

以上、平成19年度歳入歳出決算等の審査意見について報告を終わります。

以上です。

○議長（坂口久信君）

以上で、代表監査委員の報告を終わります。

質疑の方、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

お諮りします。ただいま議題となっております議案第66号から議案第73号までの8議案につきましては、正副議長を含め8名の議員で構成する企業会計及び一般会計等決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査にしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議なしと認めます。よって、議案第66号から議案第73号までの決算の認定については、企業会計及び一般会計等決算審査特別委員会に付託し、閉会中の継続審査にすることに決定いたしました。

重ねてお諮りします。ただいま決定されました企業会計及び一般会計等決算審査特別委員会の委員については、太良町議会委員会条例第6条第1項の規定により、1番所賀君、2番山口巖君、3番平古場君、6番川下君、7番見陣君、9番末次君、以上6名を指名し、議長、副議長を含めて8名といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました以上の諸君を企業会計及び一般会計等決算審査特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

午前11時50分 休憩

午後1時 再開

○議長（坂口久信君）

定足数に達しておりますので、議会は成立いたします。

休憩を閉じ、直ちに会議を再開いたします。

この際、諸般の報告をいたします。

休憩中に、企業会計並びに一般会計等決算審査特別委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果、委員長に末次君、副委員長に見陣君が互選された旨の報告がありました。

以上で報告を終わります。

### 日程第23 議案第74号

#### ○議長（坂口久信君）

日程第23. 議案第74号 平成20年度太良町一般会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。質疑の方ありませんか。

#### ○6番（川下武則君）

定住促進事業費の20,000千円というとは、（「何ページ」と呼ぶ者あり）16ページです。

20ページの補正額のほうです、16ページです。定住促進事業の補助金なんですけど、当初10,000千円やったのが20,000千円と、かなりの見込みがあるということですかね。そこら辺をお聞きします。

#### ○企画商工課長（佐藤慎一君）

お答えします。

9月1日、8月いっぱいまでの実績ということで、持ち家奨励金、これは主に町内在住の方ですけれども、この申請が8件で約9,000千円。転入奨励金として、町外在住の方ですけれども、この申請が1件で1,100千円、合わせて10,100千円の申請が出ておまして、既に7件分の7,100千円については補助金を交付しているということで、今の段階においては、既に当初の10,000千円については100千円ほどオーバーをしていると。今後、定住促進奨励金の申請予定ということで、できる限り情報を張りめぐらして、見込んでいるのが、持ち家奨励金で10件、14,000千円程度、それと転入奨励金が2件で2,800千円程度、合わせて12件での16,800千円と、あと中古住宅や我々が見込んでいない分の新築家屋ということで、見込みの見込みという形で3,000千円程度見込みまして、合計で20,000千円の補正ということで今回増額補正を提案させていただいております。

#### ○6番（川下武則君）

そしたら、この定住促進事業というのは効果があらわれていると思うんですけど、今後はもっとPRを、今後ともやっていくという構想はありますかどうか。

#### ○企画商工課長（佐藤慎一君）

お答えします。

効果的には、今回、昨年12月に最初に提案を申し上げまして、3月の議会において、一

部改正ということで、補助金の額を約2倍ほど上げました関係で、当初予算の計上が最初の500千円、300千円というふうな形の計上をしておりましたので、その後、実際交付する段階ではもうその倍になったということで、一応の見込みとしては、前の金額であれば12月ぐらいまでで何とかなったんじゃないかなと思うんですけども、一応、やっぱり今回こういうふうな定住促進ということで、町民の皆さんにも、また町外のほうにもいろいろな形で、役場はもとより、住民の皆さん、また議員の皆さん方にもPRしていただいてこういうふうな形、結果として出ているのかなと思います。

今後も、できるだけ町内から町外への転出を防ぐ、また積極的に町外から町内に転入してもらうというふうな政策ですので、PRについては努めていきたいとは考えております。

**○議長（坂口久信君）**

ほかにありませんか。

**○7番（見陣泰幸君）**

20ページの魅力あるさが園芸農業確立対策事業費で、葉ワサビだと思うんですけど、これ葉ワサビとミカンのスプリンクラーですかね。その割合はどうなっていますかね。

**○農林水産課長（高田由夫君）**

お答えいたします。

まず、葉ワサビにつきましては3,180千円でございます。それから、スプリンクラーにつきましては814千円でございます。

**○7番（見陣泰幸君）**

これ、先ほど出たワサビのあれとは違うと思うんですけど、今どういう方がどういう規模でされておられるのか、質問します。

**○農林水産課長（高田由夫君）**

葉ワサビにつきましては、2戸の農家の方が今度実施されます。

事業量につきましては、単棟式のハウスを5棟でございます。約1反6畝ほどの敷地になります。そこに単棟式のハウスを5棟お建てになり、葉ワサビを栽培する計画でございます。

**○7番（見陣泰幸君）**

場所はどこか、そしていつごろから開始されるのか、もうされているのか、質問します。

**○農林水産課長（高田由夫君）**

1人の方につきましては、片峰前の水田でございます。それから、あと1人の方につきましては、端月の上の一番上のほうの畑を造成してということになります。今、端月のほうにつきましては、ミカン畑と普通の畑のような形であったのを整地ぐらいなさっているところで、まだ今からということでございます。

**○12番（木下繁義君）**

この16ページの定住促進条例のこの補助金の使途によってちょっとお尋ねしたいと思いま

すが、多良地区に現在何件利用されたのか、大浦地区に何件利用されているのか、ちょっとその辺をお聞かせいただきたいと思います。

**○企画商工課長（佐藤慎一君）**

お答えします。

先ほど報告しました、8月いっぱいまでの申請書を出された方の内訳が9件。9件のうち、多良地区が5件、大浦地区が4件ということになっております。

**○12番（木下繁義君）**

そこで、平成18年度で町営住宅の跡地が11軒残っておったと、野崎の。それから、19年度で8軒残っておると。それから、1年かかって1軒売れて、そして現在7区画残っておるといことでもんね。残りのほうにも、同じくこの補助は出ると思いますが、こっちのほうにもう少し何か考える方法はなかったやろうかなという気がするわけですが、やっぱり余りにもこの区画がさばけていかんけんさ、その辺の考えはどのような考えをお持ちでしょうか。

**○企画商工課長（佐藤慎一君）**

お答えします。

議員の御質問についての、宅地の購買についてもっと促進を図れということでございますけれども、そういうことで、今回申請済みの中に、野崎住宅に建てられるという方が1軒既にあっております。

一応、今後については、野崎住宅を購入されて家を建てるという方については、まだその分の申請の動きはあっておりませんが、基本的にはもう、うちのほうの補助というのは一応新築をされたりとか、中古住宅を取得して定住を図られる方についてのあれですので、逆にそういうことをしたことによって、野崎住宅も1戸ですけれども、売れたと。その後、やっぱりこういうふうな制度を活用して、どんどん野崎住宅にも入られるのではないかなということを期待しての事業ということで、一応御理解願えればと思います。

**○11番（下平力人君）**

アスベストの検査対象の種類は3から6種類に追加変更し、さらにアスベストの含有率も1%未満から0.1%未満に引き下げることになっておりますけれども、その辺の説明をお願いしたいと思います。

**○環境水道課長（土井秀文君）**

お答えします。

アスベストにつきましては、平成17年度に、施設としましては5施設検査を行っております。それで、国の通達で、ことしの2月に項目が、前回クリソタイル、アモサイト、クロシドライトという3種類の検査を行っておりますけれども、今回分析をもう3項目ふやしてやりなさいということで、17年度には5カ所行っておりました分をことしの6月に正式分析の方法等が決定しましたので、今回3種目検査項目をふやして、再度検査をするということで

今回計上させてもらっております。

**○11番（下平力人君）**

3種目ふやしますというのは、何か有害というのが認められたと、その検査をしないと。それと、ここに1%未満から0.1%に引き下げると、ここら辺も非常に厳しくチェックをなされるということになっておるとは思いますが、その辺もう少し説明をお願いします。

**○環境水道課長（土井秀文君）**

お答えします。

今、議員がおっしゃるとおり、先ほど申しました3種目の検査以外にもう3種目ふやして、含有率も1%を0.1%に縮めてあるということは、検査項目を厳しくして、再度もう一回検査をなさいたいということで通達をもらっております。それで、今回検査を、17年度に5カ所している分を追加して3項目検査させたいと思っております。

**○11番（下平力人君）**

それで、今、内容的に検査をして、有害という区分が認められたのかどうかということによって0.1%に引き下げられたのか、その辺をお尋ねしておるんです。

**○環境水道課長（土井秀文君）**

お答えします。

前回は行いました検査の結果としましては、アスベストを含むという検査結果は出ておりません。それで、これ、全国的に3種目ふやして、もう一回、再度検査をなさいたいということで全国的に行っている項目です。よろしいでしょうか。

**○1番（所賀 廣君）**

今のアスベストのことに関連してですが、先ほど言われました、平成17年度に検査を行った5施設、この5施設がどこのどの部分なのか。また、それ以外に、どこかこのアスベストに関する何か施設があるのかをお尋ねしたいと思います。

**○環境水道課長（土井秀文君）**

お答えします。

前回は行いました5カ所について施設名を申し上げてよろしいでしょうか。老人センター、保健センター、自然休養村管理センター、B&G体育館、町営住宅の栄町の1棟になっております。

検査をした部分については、老人センターが天井、5施設とも全部天井及び壁等の検査を行っております。

**○9番（末次利男君）**

16ページの、先ほどから質問がっております、定住の件につきまして質問いたします。

今、答弁の中に、持ち家が8件、転入が1件ということで答弁がっておりますけれども、非常に政策として助かっておられると思っておりますけれども、この9件の人口、件数は件数です

けれども、何人が入られたのか。それと、今回のこの基準ですけれども、従来、私の解釈では、補助事業は基準日はほとんど着工を基準にしてあったんですけど、いわゆる事前着工はまかりならんということで、着工が基準だったんですけども、今回は入居が基準だということで、この基準を決められたその1つの考え方、それから、先ほど人数を言いましたけれども、ここで、できれば長期間太良町に定住可能になる若い人の定住率というのが非常に望ましいわけですね。しかしながら、これはもう差別はできません、これはわかりますけれども、そういった意味から、どのくらいの年代層がこの9件の中におられるのか。

それと、もう1点は、これは4月1日の入居基準ということで、非常に助かっている人、あるいはまた、その基準に泣いた人も何人かはおられるんじゃないかという話もお聞きいたします。そういった中で、やっぱりこの制度の移行期間というのは、非常に広報をしてもやっぱりなかなか末端まで行き届かないというところがあるし、この定住対策というのは、やっぱり家をつくって住むということが大きな目的なんです。それでさまざまな規制をかけて、補助基準に合致するようなことでやっぱり補助金を交付するという段階になると思うんですけども、大卒、持ち家をつくって定住をしたということで、いくらか基準が外れたのを、そこの救済というのは考えられないのかという、これは数は少ないんですけども、悲痛な御意見もあると伺っておりますが、やっぱりこの辺についてはどのような対応ができるのか。私も、西村元町長の本の中に、「最後の一人のために」という本を思い出します。やはり、そういった谷間にある人をいかにやっぱり政治は救済するのかという大きな目的があると思うんですから、その件についてはどのような対応をなされているのか、なされようとするのか、お尋ねをしたいと思います。

#### ○企画商工課長（佐藤慎一君）

お答えします。

まず、何人ということがございますけれども、申しわけございません。一応、これについては資料として後ほど提出でよろしいでしょうか。申請書を見て、家族構成はもちろん書いてありますけど、今ちょっと計算するのが、私の手持ち資料というか、あるんですけども、ちょっとその辺までしておりませんでしたので、それについては一応後ほど報告、議員に報告ということでよろしいでしょうか。ということで年齢層についても、一つ一つの申請書をちょっと見てみないことには即答はできないということです。

それと、着工日ではなく入居日ということというのは、基本的には、その最後の1人までというあれとちょっと若干意味合いは違いますけれども、できるだけ今諮られている条例を制定して、これはやっぱり建築まで相当な期間が要るということで、その期間を考慮して、できるだけ救えればということで入居日を基準としたというのも1つの理由ということで考えております。

それと、悲痛な御意見というのを、具体的にどういう御意見を持たれているのかというの

がちよっと私どもわかりませんが、基本的に役場に申請に来られ、申請というよりも相談に来られたときに、よく来られた事例としては増築、基本的には2世帯住宅で、息子がせっかく家に残って後継いでくれるって。ついてはそいが結婚するけんが、入居部屋ばつくれたとばいというケースで、なしそいがひとつの定住やろうもんと、なしそいが該当せんかということで、そういうふうな御相談も受けております。

しかしながら、条例規則で、一定の審査基準という中で、新築家屋ということで定義しております。基本的に、それが例えば2世帯住宅のようなつくり、例えば玄関が、本屋と別にちよっとつなげておる玄関があつて、ふろ、便所があつて、台所があるというふうな条件であれば、そのときに申請書を出してもらつて、審査委員会で検討をする。その検討について、最終的には町長に報告して、最終的に審査をするという手順をとっておりますし、一概にこれはだめですよ、これはだめですよじゃなくして、相談に来られた場合申請をしてもらつて、もう明らかに、ただ単に増築となれば、はっきり言って、かなり増築でも増築ぶりで違うわけですよ、10,000千円かけて増築する人もあるし、5,000千円かけて増築する人、いろいろなケースが想定されますけれども、基本的にそういうふうな増築については申しわけございませんけどということで、ある一定の基準を引いてしていると。内容を見ながらとりあえず申請で、審査の対象となるようなことであれば受け入れをして、それに必要な添付書類まで添えてしてもらつてということで、できるだけ、せっかくつくれた定住促進条例ですので、町民の皆さんにフルに活用していただけるような制度となるような形で、我々のほうは、審査する側はそういうふうな立場に立つてこうしてはおります。

以上です。

#### ○9番（末次利男君）

この基準日については、広く救済する意味合いもあるというお話で、竹を割ったような線引きじゃなくて、やっぱり柔軟な対応をしていくという話ですので、ぜひ相談に来られた場合はそういった柔軟対応ができれば、できる範囲で、できることであればそういうことをしていただきたいというふうに思います。

それともう1点、これは定住、やっぱり将来によって、特に若い人が太良に残っていただくということについては、やっぱりこれは活性化の、何と言っても活性化の源なんですよ。これはもう当然、特に若い人が定住、もしくはUターンしてでもやっぱり太良に住んでいただくということを、先ほどPRという話も出ておりましたけれども、ぜひともそういったこととしていただきたいと思ひますし、もう1点の大きな側面というのは、景気対策と思ひますよね。これはもうほかの買い物とすれば大きな、恐らく20,000千円以上の買い物だと、これは一生かけた買い物でありますし、やっぱりそういった意味からは、非常に町内に景気をもたらす施策だろうという感じがしますけれども、この9件の中で、地元業者の割合というのはどのぐらいですか。これはもう強制はできないということはもうはっきりわかつては

おりますし、しかし、そういった、例えば私たちも、これは小さいことですが、視察に行くときには必ず町内で御飯でも食べてくださいよと、そういった営業活動を言われます。それは議会事務局長あたりは、もう特にそういったことで配慮していただいておりますけれども、もちろん建設課あたりも、事業は町内業者を使っていたきたいよと、そういう営業活動もなされていると思うんですよ。そういったことで、やっぱり町内の業者を少しでも、それは金額とか何とかいろんな面ですり合わないところはそれは仕方なく、そういったことをやっぱり営業として、やっぱり町の戦略としてでもやるべきなんだと思うんですけれども、その割合はどのくらいになりますか。

**○企画商工課長（佐藤慎一君）**

お答えします。

既に申請済みの9件のうち、そのうちの3件が中古住宅の取得ということで、これについては地元業者の云々というのは発生しません。その残りの6件のうち、2件の方が町内業者による施工の建築をされております。これについては、やっぱりスタートということで、そういうふうな追加支援というのがまだ十分行き届いていなかったのかという面もあったと思います。そういうことで、今後の所要見込20,000千円のうちには、12件のうち9件の方が、地元の町内の施工業者を使われて建築されるということで想定をしております。

**○町長（岩島正昭君）**

今の御指摘のPRの件ですが、この分については、町内の建築業者ですね、この方にもお客さんが来るのを待っておかんで、こういう施設があるって、自分たちも率先的動けというふうな指示をいたしております。

それで、先ほど木下議員からの分譲地の問題ですが、今こういうふうな価格低迷の中で、全体的不景気という中で、土地は買わなければ、家を作らなければ、これは大変ということで、ほかの人につきましては分家で土地をもらったり、家をつくる人もおいでになるとはすけど、あそこの販売促進という形で、課長会議等でも話はしておりませんが、宅地については一括払いじゃなくして、2回か3回払いでもいいですよというような緩和措置をとれば、もう少しあそこも販売できるんじゃないかと、そういうふうに考えております。今後、検討課題として取り上げていきます。

**○11番（下平力人君）**

先ほどからずっと話し合っているように、この定住促進、この補助金は、ことし町長が目玉として提案をされまして、ここ1年で大体30,000千円だと、見通しがついたと。あと、これは3年間の事業でやるということであったと思いますが、これは大体、金額的には申し込みがあれば無限にやっていると、こういうことなんですか。その辺ちょっとお尋ねします。

**○町長（岩島正昭君）**

お答えします。

申し込みがあれば、一番当初予算で皆さんたちにお諮りしたとおりに、補正でも対応していくというふうなことです。まあ、もう金のなかけん打ち切りということじゃなくして、皆さんたちが要望があれば今後も補正をお願いしていくということでございます。

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第74号 平成20年度太良町一般会計補正予算（第2号）について、本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

#### 日程第24 議案第75号

○議長（坂口久信君）

日程第24. 議案第75号 平成20年度太良町山林特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○9番（末次利男君）

山林の特別会計の件でちょっと質問いたしますけれども、当初予算に主伐という話が出ておったと思いますけれども、この件については、夏場を終えて秋の涼しい風が吹きかけましたけれども、いよいよ伐採の適期にきたということもありますし、そこらの計画的な進捗状況というのはどのようなことでしょうか。

○農林水産課長（高田由夫君）

お答えいたします。

先日、山林運営委員会を開催した折に、主伐についても協議をいたしております。それで、議員御指摘のとおり、もう主伐期に入ってまいりましたので、今後現地等を議員さんあたりも見て、それから、またうちのほうで設計を組んで、今後主伐に向けてその売り方等もまた再度確認いたしながら、実施するようなことでいきたいと思っております。その中で、ある程度の方針、うちのほうで方針が決まりましたら、皆様にもちょっとお諮りをいたしたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（坂口久信君）

よかですか。ほかにはないですか。

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（坂口久信君）**

討論ないので、採決いたします。

議案第75号 平成20年度太良町山林特別会計補正予算（第1号）について、本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

**○議長（坂口久信君）**

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

**日程第25 議案第76号**

**○議長（坂口久信君）**

日程第25. 議案第76号 平成20年度太良町老人保健特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（坂口久信君）**

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（坂口久信君）**

討論ないので、採決いたします。

議案第76号 平成20年度太良町老人保健特別会計補正予算（第2号）について、本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

**○議長（坂口久信君）**

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

**日程第26 議案第77号**

**○議長（坂口久信君）**

日程第26. 議案第77号 平成20年度太良町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決をいたします。

議案第77号 平成20年度太良町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

#### 日程第27 議案第78号

○議長（坂口久信君）

日程第27. 議案第78号 平成20年度太良町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第78号 平成20年度太良町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

#### 日程第28 議案第79号

○議長（坂口久信君）

日程第28. 議案第79号 平成20年度太良町漁業集落排水特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第79号 平成20年度太良町漁業集落排水特別会計補正予算（第2号）について、本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第29 議案第80号

○議長（坂口久信君）

日程第29. 議案第80号 平成20年度太良町簡易水道特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○12番（木下繁義君）

この簡水のことでちょっとお尋ねしたいと思いますが、今までずっとこの水道事業はマイナス傾向にあるわけですが、19年度も8,000千円なり、また3,000千円、一般会計繰入金というような状況でございますが、今年度の見通しについてはどうでしょうか。そういうふうにして、やはりマイナス点が多いですか、どうですか、ちょっとお尋ねします。

○環境水道課長（土井秀文君）

お答えします。

最近、やっぱり水もなかなか売れませんが、料金収入にちょっと困っておりますけれども、その分はやっぱり一般会計のほうから。一応、簡易水道につきましては交付税の対象にもなっておりますので、その分の繰入基準ですか、それに基づいて一般のほうから簡易水道のほうには繰り入れをお願いしたいとは考えております。

○12番（木下繁義君）

もう1点。そしたら、なかなか不景気で水も売れんと。人口も減り加減でございますので、そこで不景気という点もありますけど、徴収面、未納についての収納率は幾らか上がっておりますか、それともふえておりますか、お願いします。

○環境水道課長（土井秀文君）

お答えします。

未収金の徴収ですけれども、現在、8月末で3,500千円ほどありますけれども、現年度が

920千円、過年度分が2,600千円ほどになっております。この徴収につきましても、職員で現在、8月の月にもかなり回ってくれまして、各戸別訪問をやっておりますけれども、やっぱり差がございまして、納めてもらえるところは納めてもらえるけれども、次回にまた持ち越してくれというような相談も受けてはきておりますけれども、根強く徴収には回りたいとは考えております。

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第80号 平成20年度太良町簡易水道特別会計補正予算（第1号）について、本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

#### 日程第30 議案第81号

○議長（坂口久信君）

日程第30. 議案第81号 平成20年度町立太良病院事業会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○10番（山口光章君）

病院の5ページ、医業費用としての経費の中での報償費、病院改革委員、この説明を。どういった形のものか。

○太良病院事務長（毎原哲也君）

お答えします。

この町立太良病院改革委員というのは、皆さん御存じだと思うんですけど、今年度中に総務省が全国の公立病院に対しまして、公立病院改革プランというのを提出しなさいということで、その内容につきましては、今後3年程度の数値的にどういう改善をやるかということと、それから経営統合できるところについては経営統合しなさいということと、それからそういう経営統合できないような病院については、経営形態を変えなさいというような、そういう内容の改革プランをつくりなさいということが出ております。それで、太良町の町立太良病院といたしましては、その改革委員会の中で、総務省に提出する改革プランについて御審議をいただいて、どういう方向に病院をもっていくかということを決めていただくという、

そういう内容でございます。

**○10番（山口光章君）**

この病院改革委員というとは病院の改革において重要なポストだと。この13人という方はどういった方ですかね。そして、そういうふうな議論とか研究とか改革についての、されるわけなんですけれども、大体どういった形のお仕事をやっていかれるのか。

**○太良病院事務長（毎原哲也君）**

お答えします。

一応、その委員の13名なんですけれども、まず病院運営委員さんは原則5名この中に入れたいということで、議会議員の方を2名、区長会から2名、それから大浦地域婦人会のほうから1名という、この方たちがある意味、核になっていただくような方ととらえ方をしています。それで、あと太良町の医師会から1名、それから老人クラブ連合会から1名、それから民生児童委員会から1名、それから町内のPTAの母親部のほうから、多良、大浦それぞれ1名ずつの2名、それから身体障害者福祉協会から1名、それから学識経験者として2名をお願いして、合計の13名でございます。それで、役場のほうから副町長と、関係課長5名以内ということでお願いをするというふうにしております。委員会自体としては18名以内で組織をしたいというふうに考えております。

その審議につきましてなんですけれども、医師会の方を除けば、皆さんある意味医療につきましては素人と申しますか、なかなか専門的な知識をお持ちではないと思いますので、病院の我々のほうから具体的にこういうことがありますとか、いろんな具体的な形で、さあどうお考えになりますかという、そういう形で御審議を願って、最終的に太良病院はこの方法がいいんじゃないでしょうかというようなことを決めていただくと。とにかく、うちからある程度たたき台というのを出していきたいというふうに思っております。

**○10番（山口光章君）**

この委員会があるわけですね。この委員会の開催は変則的か、それとも周期的に年に何回とかいうような形をとられるのか、そこら辺をお尋ねします。

**○太良病院事務長（毎原哲也君）**

お答えします。

まず、今年度中にはその改革プランというのをつくり上げなければなりませんので、今のところ、1カ月に1回程度は必ず行いたいというような計画でおるんですか、その任期につきましては、このプランをつくり上げた後、実際に病院がそのとおり動いていくかという確認作業というか、そういうこともしていただくということにしておりますので、とにかく、そのプランで何年以内にこういうことをするというのを決めたら、その年数の間はその委員さん方に任期をお願いしたいと、仕事をお願いしたいというふうに思っております。

**○5番（牟田則雄君）**

今のことに関連してですが、病院の今の現状は、この間審査をいただいた結果でもわかるように、素人が今かかって改革できるような状況とは思えん状況ですね。その人たちにわざわざこういう委員をしていただいて、逆にあなたたちからリードされるような人たちを委員として選んで、本当に改革ができるものかどうか、そこら辺はどう考えておられるのか、ちょっと。

**○太良病院事務長（毎原哲也君）**

お答えします。

それにつきましては、ある意味、全く病院に住民の目から見た感じを取り入れていかないと本当の改革はできないんじゃないかなと逆に思っております。

それで、この間のアドバイザー事業で、大体こういうふうに持っていったほうがよいというようなアドバイスを受けておるものですから、それを基礎にして、具体的にじゃどういうふうにしましょうかというのをお諮りして、それで決めても、別に支障は出てこないのではないかと考えております。

**○5番（牟田則雄君）**

いや、今までずっと一生懸命やってこられて、そして今の現状になっているわけでしょう。そいけん、あなたたち以上の人たちが取り組まんと、大体、今の太良病院が改革できるとは町民みんなが思えんわけですよ。それをあなたたちから資料を提供されて、ここがこうですよとリードされるような人たちが、形式上そういう改革委員をつくってて言われておりますが、今発表された区長会の中からどうか、何人とかかんにんとかいうごたことは言われておりますが、この人たちも、あなたが承知のとおり、全く素人で、素人でできるならいつか病院改革はできておると思うわけですよ。ところが、これだけ議会の中ででん、どうしようとかどうしようとかということを経年追求されてきながら、現状、今ますますひどくなっているような状況の中で、改革委員という言葉は立派な言葉ですが、実際それが機能して、太良病院を改革するような、もっとプロ的な人たちがもう必死になってやってもどうできるもんかどうかわからんという、やっぱり8割以上の公立病院が今赤字経営で苦しんでいる中で、さあ果たしてこれが。そりゃもう、事務長がそう考えて、これでできると思われるならそれで結構ですが、多分、今の病院経営でそういう、どこの団体からどうやって特別知識も、特別な技術もない人たちを集めてやって、果たして太良病院がいい方向に向くのかということちょっと危惧しましたので。

**○町長（岩島正昭君）**

今、牟田議員の御指摘のとおりですよ。素人ばかりの軍団ではでけんということ。

何で、まずこういうふうな町民の中から13名を選んだかというのは、例えば、もう結果はそういうふうで赤字経営だということ、そして、太良病院はもうなくしていいんですかと、それとも、何らかの形で残してもらいたいんですかと、最終的にはそこです。経営の

本格的になれば、今、十時さんということで、元佐賀医大の院長がおやめになって、定年で今、県のほうに顧問としておいでになります。その人に、今、自治体病院の改革も専門的なことで顧問ということで県知事が職員として配置をしておりますから、実際の内部については、もう十時さんのアドバイスを、この会議に来ていただいて、アドバイスを受けながらどういうふうにやっていくかということを決めていきたいと、そういうふうに思っております。

**○2番（山口 巖君）**

ちょっと今、町長の答弁ですけれども、そしたら、大きなこの病院は運営は選択肢があると思います。民間に委託するところまで話も出るかもわかりません。この委員会では決めないということですか。ある程度意見だけ聞くということになりますか。

**○町長（岩島正昭君）**

お答えします。

所賀議員の一般質問でも言いましたとおりに、これはもうスピーディーにやらにゃ、さあ来年、再来年、さあ5年先というわけにはいきません。だから、ある程度の方向づけはそういうふうな形まで持っていきたいというふうに思います。

**○12番（木下繁義君）**

この病院の運営委員が5名と、議会から2名出ていらっしゃるわけですが、3月後に何回ぐらい運営委員会がなされたか、ちょっとその辺をお尋ねいたします。

**○太良病院事務長（毎原哲也君）**

お答えします。

ちょっと今記憶には、はっきりはしていませんが、2回は開いていると思います。

**○12番（木下繁義君）**

そこで、2回されたということですが、例えば、今私がお世話になっている中で、未収金の問題ですね、これに神経をとがらせて言ったわけですが、その件についての協議、それからまた、その後の方向性、いかがでしょうか。

**○太良病院事務長（毎原哲也君）**

お答えします。

過去の会議におきましては、未収金の件については、話はしておらないと思っております。これはもう、いつでも大事な問題ですので、うちの職員が昨年、以前からなんですけれども、特に昨年からは2カ月ごとに徴収に出るということをして続けておりましたが、ことしは徴収になかなか出ることができませんで、それでもいろいろ内部的には、滞納者が窓口に来られたときは、事務のある部屋に呼んで、誓約書をお願いしますとか、そういう対応は細々最近はやるようになっております。

**○12番（木下繁義君）**

一番大きな私は問題点じゃなかろうかと思うわけですよ。ことしも510,000千円からの累計になった赤字と、そして、町民のある人が「木下さんたちが取り組んでおった未収のあれ、どうなっとるか」とかいうことを聞かれたもんですから、ちょっと今お尋ねしよるわけですが、私の率直な意見としては、2回された中で、未収金問題を取り上げていないと、そういうふうなことはやっぱり、極端に言うなら、親方日の丸というような表現にも言われかねないと思います。

それから、今後13名の改革委員を設けられるということでございますが、これに5名の方も入られると。そういった大きな今度委員の中で、やっぱりこういったことも積極的に取り組み、推進していただくというふうなことは大事じゃなかろうかと思いますが、その辺の今後の取り組みとしていかがでしょうか。

**○太良病院事務長（毎原哲也君）**

お答えします。

未収金問題につきましては、本当に非常に大事な問題なんで、その改革委員会の中でもある部分で取り上げてはまいりたいと思います。

**○12番（木下繁義君）**

わかりました。ところで、一番この病院の経営の問題につきましては、やはり一番主権者は町長だと思います。やっぱり町長の取り組む姿勢、これは私は大事だろうと。今回の一般質問でも、ある議員が、非常に答弁に院長として苦しいような心境であったという、私はそういう受け方をしておるわけですけど、やっぱり執行権、人事権、すべての権限を持っていらっしゃるの町長だろうと。この人が、やはりこの経営についてどういうふうにして取り組むかということは、私は一番肝心と思うわけですよ。それで、町長の今後、この改革委員を含めて、この未収金等についての決意はどういうふうを考えていらっしゃるか、ちょっとお尋ねします。

**○町長（岩島正昭君）**

その未収金につきましては、病院に限らず、水道、町営住宅、税金もろもろもあります。これは、税金と違いまして、これは使用料とか負担金については、原則払わにゃいかんとですよ。普通の税とは違うと思います。今、私が指示したのは、税務課もしかりですけども、差し押さえ手続をとっております。住宅につきましても、皆さんさっきお話がありましたとおりに、低所得でありながら、車は親子3台も持っておると。なんかいて、町営住宅の使用料ば払わんとかかって、車ば差し押さえると、そういうふうなことで、不動産とかそういうふうな物品等を差し押さえる方向でやっております。現にインターネット公売関係ももう現に開始しておるということで、良好でもう税金を納めないかんという、納税者の方に対して失礼ですよ、滞納というのは。だから、極力、水道もしかり、給水停止もやりなさいと。ただ、幾らか、頭からやらんって言わんで、分割でもいいですか、幾らなりともいいですか

というふうなことについては、そりゃもう温情をかけてやらにゃいかんと、そういうふうな指示をいたしております。

**○2番（山口 巖君）**

事務長、多分アンケート調査をやっておる、ある程度集計ができておるようなこの前の一般質問のときやったんですけど、どこまでそのアンケート調査を開示するんですか。委員会はもちろん開示するわけでしょう。どの範囲までアンケート調査の結果。

**○太良病院事務長（毎原哲也君）**

お答えします。

そのアンケート調査につきましては、この間所賀議員がおっしゃったようなアンケートの結果の話だと思うんですけども、あれは昨年決算委員会の際に、その決算委員会の中でそれを、そういうものをもってみろということをおっしゃられて、じゃそれやりましょうということでしたんですね。それで、それにつきましては、もう議員皆様にもお配りをしておりますし、うちの病院内の全職員に配っておりますし、町のほうの二役の方にも全部配っておりますので、大体そこまでしか配らないということで御理解を願いたいと思います。

**○2番（山口 巖君）**

しかし、この前の一般質問の内容と私たちがもろうた内容とは全く違いますからね。一番最初の1ページ、私覚えていますよ、1行は。大変太良病院は働きやすい、楽だからって、それをしたわけですか。

**○太良病院事務長（毎原哲也君）**

お答えします。

それは、アンケートの集計のやり方で、まず太良病院のいいところを挙げてください、それから、その次のページあたりには悪いところを挙げてくださいとか、そういう形でずっと書いておりますので、この間一般質問で出た部分については太良病院に要望したいとか、悪いところとかそういうところを挙げられていたと理解しております。（「もう一回」と呼ぶ者あり）

**○2番（山口 巖君）**

あれだけしっかりやりますよ、ワーキングチームをつくりましょう、アンケートしますよとあれだけで終わりですか、私たちには。何か情けないというか、あれで報告終わりということですか。そしたら、全部アンケート見せてくださいと言われたら、もう全部一枚見て、私たちがそこまで、病院まで足運ばにゃ、あの報告より一歩踏み込んで見られないということですか。

**○太良病院事務長（毎原哲也君）**

お答えします。

そのアンケートにつきましては、以前皆さんにお配りをしたと記憶しております。

**○10番（山口光章君）**

今の山口厳議員の言いたいことは、私たちに配られたアンケートよりも、この前所賀議員が一般質問で言われた内容的の、あれは載っていなかったというような意味なんですよ、実際。だから、山口厳議員は、資料の提供をしていただいたときにもらったアンケートとあれと違うと言いきったわけですよ。

**○太良病院事務長（毎原哲也君）**

お答えします。

私は議員皆さんにも全部、すべてのアンケートの答えを差し上げていたと理解しておったんですが、やっていなかったということであれば、もう一回コピーをして差し上げたいと思います。

**○議長（坂口久信君）**

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（坂口久信君）**

討論ないので、採決いたします。

議案第81号 平成20年度町立太良病院事業会計補正予算（第2号）について、本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

**○議長（坂口久信君）**

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

**日程第31 諮問第3号**

**○議長（坂口久信君）**

日程第31. 諮問第3号 人権擁護委員の候補者の推薦についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（坂口久信君）**

質疑がないので、質疑を終了いたします。

お諮りします。本件は人事案件でございますので、討論を省略し、採決したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（坂口久信君）**

異議なしと認めます。よって討論を省略することに決定いたしました。

採決します。

諮問第3号 人権擁護委員の候補者の推薦について、本諮問は異議がない旨、答申することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり異議がない旨を答申することに決定いたしました。

#### 日程第32 閉会中の付託事件について

○議長（坂口久信君）

日程第32. 閉会中の付託事件についてを議題といたします。

このたび、各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長からのお手元に配付しました別紙付託申出書のとおり、閉会中もなお継続して調査したい旨の申し出がっております。

お諮りします。各委員長からの申し出があったとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議なしと認めます。よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

追加議案がございますので、事務局に配付させます。

〔追加議案書配付〕

○議長（坂口久信君）

配付漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

お諮りします。ただいま配付いたしました議案を日程に追加したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議なしと認めます。よって、日程に追加することに決定いたしました。

#### 日程第33 議案第82号

○議長（坂口久信君）

日程第33. 議案第82号 太良町議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてを議題といたします。

お諮りします。議案第82号につきましては、議員の提出によるもので、内容も判明しております。よって、会議規則第37条第2項の規定により、提出者の説明を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議なしと認めます。よって、提出者の説明を省略することに決定いたしました。

重ねてお諮りいたします。質疑、討論を省略し、採決したいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議なしと認めます。よって、質疑、討論を省略し、採決いたします。

議案第82号 太良町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について、本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

#### 日程第34 意見書第2号

○議長（坂口久信君）

日程第34. 意見書第2号 森林・林業・木材産業施策の積極的な展開を求める意見書（案）の提出についてを議題といたします。

お諮りします。意見書第2号につきましては、全議員の提出によるもので、内容も判明いたしております。よって、会議規則第37条第2項の規定により、提出者の説明を省略したいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議なしと認めます。よって、提出者の説明を省略することに決定いたしました。

重ねてお諮りいたします。質疑、討論を省略し、採決したいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議なしと認めます。よって、質疑、討論を省略し、採決いたします。

意見書第2号 森林・林業・木材産業施策の積極的な展開を求める意見書（案）の提出について、本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、意見書案は原案どおり可決されました。

#### 日程第35 意見書第3号

**○議長（坂口久信君）**

日程第35. 意見書第3号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書（案）の提出についてを議題といたします。

お諮りいたします。意見書第3号につきましては、全議員の提出によるもので、内容も判明をいたしております。よって、会議規則第37条第2項の規定により、提出者の説明を省略したいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（坂口久信君）**

異議なしと認めます。よって、提出者の説明を省略することに決定いたしました。

重ねてお諮りいたします。質疑、討論を省略し、採決いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（坂口久信君）**

異議なしと認めます。よって、質疑、討論を省略し、採決いたします。

意見書第3号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書（案）の提出について、本案に賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

**○議長（坂口久信君）**

満場一致。よって、意見書案は原案どおり可決されました。

**日程第36 意見書第4号**

**○議長（坂口久信君）**

日程第36. 意見書第4号 地方財政の拡充・強化を求める意見書（案）の提出についてを議題といたします。

お諮りします。意見書第4号につきましては、全議員の提出によるもので、内容も判明をいたしております。よって、会議規則第37条第2項の規定により、提出者の説明を省略したいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（坂口久信君）**

異議なしと認めます。よって、提出者の説明を省略することに決定いたしました。

重ねてお諮りいたします。質疑、討論を省略し、採決したいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（坂口久信君）**

異議なしと認めます。よって、質疑、討論を省略し、採決いたします。

意見書第4号 地方財政の拡充・強化を求める意見書（案）の提出について、本案に賛成の方、起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、意見書案は原案どおり可決されました。

#### 日程第37 意見書第5号

○議長（坂口久信君）

日程第37. 意見書第5号 地域医療の拡充を求める意見書（案）の提出についてを議題といたします。

お諮りいたします。意見書第5号につきましては、全議員の提出によるもので、内容も判明をいたしております。よって、会議規則第37条第2項の規定により、提出者の説明を省略したいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議なしと認めます。よって、提出者の説明を省略することに決定いたしました。

重ねてお諮りいたします。質疑、討論を省略し、採決したいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議なしと認めます。よって、質疑、討論を省略し、採決いたします。

意見書第5号 地域医療の拡充を求める意見書（案）の提出について、本案に賛成の方、起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、意見書案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。本会期中に議決されました議決事件の条項、字句、数字、その他整理を要するものにつきましては、会議規則第43条の規定に基づき、その整理を議長に委任されたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議なしと認めます。よって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定いたしました。

重ねてお諮りいたします。今期定例会の会議に付されました事件は、すべて議了いたしました。よって、会議規則第7条の規定により、本日をもって閉会したいと思います。これに

御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議なしと認めます。よって、今定例会は本日をもって閉会することに決定いたしました。

これをもちまして、平成20年第4回太良町議会定例会第3回を閉会いたします。

お疲れさまでした。

午後2時10分 閉会

以上の会議の次第は、職員の記載したものであるが、その内容の正確であることを証するためここに署名する。

平成 年 月 日

議 長 坂 口 久 信

署名議員 所 賀 廣

署名議員 山 口 嚴

署名議員 平古場 公 子